

令和5年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（6月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
一般質問	6
森 隆 之 君	6
北 條 利 雄 君	14
緑 川 茂 君	21
本 郷 弘 義 君	28
青 戸 義 之 君	31
前 田 武 久 君	35
報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑	51
議案第41号～議案第43号の上程、説明	52
議案第44号～議案第48号の上程、説明	54
議案第49号の上程、説明	59
議員派遣の件	60
散会の宣告	60

第 2 号 (6月9日)

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため出席した者の職氏名	6 3
開議の宣告	6 4
議事日程の報告	6 4
諸般の報告	6 4
議案第 4 1 号～議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 4 4 号～議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	6 8
請願第 2 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	6 9
閉会中の継続調査申し出について	7 0
日程の追加	7 1
発議第 4 号の上程、採決	7 1
同意第 4 号～同意第 1 0 号の上程、説明、採決	7 2
同意第 1 1 号の上程、説明、採決	7 4
同意第 1 2 号の上程、説明、採決	7 5
同意第 1 3 号の上程、説明、採決	7 6
閉会の宣告	7 7
署名議員	7 9

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第4回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月7日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第42号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特種勤務手当に関する条例を廃止する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第11 議案第45号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第12 議案第46号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第13 議案第47号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明

日程第14 議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第15 議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

提案理由の説明

日程第16 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	前田武久君
10番	緑川茂君	11番	宗田雅之君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
村づくり推進室長	矢吹かおり君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	我妻正紀
書記	芳賀峻		

◎開会の宣告

○議長（宗田雅之君） 出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道関係及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（宗田雅之君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宗田雅之君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（宗田雅之君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本会議に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、5月31日、白河地方広域市町村圏整備組合第2回臨時会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（宗田雅之君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（宗田雅之君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さきの鮫川村臨時会におきまして、新しい本村議会の組織が決定し、初めての定例議会となります。議会は、主権者である地域住民の負託に応え、議会での議論を通して、よい村をつくるための最高議決機関であります。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

また、既に意欲的に、定期的な勉強会も開催されるなど、その皆様の姿勢にも、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、過日開催いたしました地域懇談会におきましても、宗田議長をはじめ議員各位のご参加を賜りまして、心から御礼を申し上げます。村民の皆様からは、多くのご意見やご提言をお預かりいたしました。今後の村民主体の村づくりに役立てたい所存であります。

さて、次に本村の将来を担う子供たちの活躍をご紹介します。

過日開催されました県南中学校陸上大会では、男子走り高跳び、砲丸投げが3位、4種競技が6位、女子100メートルハードルが2位、リレーが6位、女子の砲丸投げが優勝、1位です。県南で24校ある中で、男女総合で13位と、大変大健闘いたしました。

さらに、昨日の中体連では、男子、女子バレーがリーグ戦を突破しまして、本日の決勝リーグへ進出をしております。女子卓球団体、ソフトテニス1組が2回戦進出で、本日ただいま善戦をして戦いに臨んでいるところであります。

どの競技におきましても、大きな学校の強豪チーム相手に、正々堂々と挑むその姿には深く感動し、私たちも多くを学ぶことができます。どうか機会あらば、頑張り抜く子供たちに、皆様方からもどうぞたたえていただきますようお願い申し上げます。

このたびの定例会に上程する議案は、報告が2件、条例改正が3件、一般会計、特別会計の補正予算の承認が5件、規約の一部変更が1件であります。

上程しました各議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（宗田雅之君） 以上で村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宗田雅之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

1 番 窪 木 浩 一 君 及び

2 番 本 郷 弘 義 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（宗田雅之君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る5月31日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和5年第4回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、報告2件、提出議案9件、計11件です。このほか請願及び陳情書3件を受け付けましたが、請願のありました地方財政の充実・強化を求める意見書については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。また、陳情書2件につきましては、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することになりました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めました。

会期につきまして、本日6月7日から6月9日までの3日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（宗田雅之君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（宗田雅之君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 森 隆 之 君

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

4月の議員改選によりまして、今回2期目を迎えることとなりました。4年間、皆様方にまたお世話になることとなります。よろしくお願い申し上げます。

私のほうは、教育長に2点質問がございます。

1点目、小中一貫校についてでございます。

村の小中一貫校設立に向けた今年度の計画とそれに係る予算額、また令和何年に設立完了予定かを教育長にお伺いいたします。よろしくお願い致します。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 6番、森隆之議員の1つ目、小中一貫校についてのご質問にお答え申し上げます。

日頃より学校教育についてご理解を賜り、本当にありがとうございます。

さて、小中一貫校に関するご質問ですが、令和3年度より小中一貫教育について検討を重ねてきたところであり、今年1月に検討結果を基に教育委員会としての考えをまとめ、3月に議員の皆様方に、また地域の皆様方には5月に実施した地域懇談会の中でも、義務教育学校設立に向けてのイメージ像をお示したところでもあります。

今年度につきましては、これまでの検討結果を具現化するため、附属機関である幼保小中教育連携協議会において議論を重ねるとともに、基本構想の作成を進める予定です。今年度の予算額は、幼保小中教育連携協議会開催に係る経費に32万円、基本構想の作成を進めるた

めの業務委託料500万円を計上しております。

続いて、設立完了予定の時期についてのご質問ですが、現段階では明確な時期を設定しておりません。しかし、児童・生徒数の減少も顕著であり、できる限り早い時期に実現できるように進めていく考えではありますが、教育施設と社会教育施設等の一体的整備を図るためには、財源の確保が課題であり、慎重に検討を進めてまいります。

以上を申し上げ、森議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） ありがとうございます。

この前の地域懇談会にも私、参加しまして、全体予想図は見せていただきました。

あと、2年前、3年前なんですけれども、その時期から多分、小学校、中学校の授業参観等、全体総会等でちょっとお知らせしたかなと、私は記憶しております。

その際なんですけれども、今まではその説明、あと懇談会等での保護者さんの反応というか理解度、また地域の皆様の理解度、どこまで理解しているか、またその反応はどのような反応だったのか、お聞かせ願います。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） 保護者の方々の反応ということですが、たしか令和3年度当初に、各小・中学校のPTA総会するとき、私のほうから小中一貫校設立に向けてのお話を説明させていただいたかと思います。その後、学校教育検討委員会を開催いたしまして、その経過につきましても広報等を活用してお知らせしてきたところではあります。

私のイメージとしては、ある程度、小中一貫校に対するこちらの思いは、保護者の皆様、あるいは村民の皆様にある程度伝わっているかなと思っておりますが、まだまだ不十分な点もあるかと思えます。

さらに、今後の経過等につきまして、しっかりと広報等を利用して説明をして、理解を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） まだ計画的に、詳しいところまでは決まっていないという状況だとは思っています。

私、ちょっと疑問になったのは、これを小中一貫校ありきで進めるのか、もしくは同一敷地内に小学校、中学校を併設して建てるべきなのか。

要は、ハードの面とソフトの面、分けて考えて、ソフトの面というのは小中一貫校に移行することをございまして、それが駄目になった場合、ハードの面として、今、老朽化している小学校、中学校を建て直すのに、同一敷地で建てなければいけないと私は思うんですけども、その問題が出たときに、小中一貫校にならなければそれも白紙に戻すという状態なのか、小中一貫校が駄目であっても、新しい場所に新しい施設を移設して建てるものなのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） ご質問の内容ですが、申し訳ありません、もし別々に建てる可能性もあるかということも含めての考えですかね。

それにつきましては、これまで開催した学校教育検討委員会のほうでは、やはり経済的にも、あるいは子供たちの活動の面からでも、やはり1つの学校であったほうがいいのではないかというご意見が多くありました。ほぼ、皆様方はそういった考えだと私は思っておりますので、ありきというよりはそれを前提として、意見を大切にしながら、その一体的方向、義務教育学校のほうで進めてまいりたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうしますと、一貫校をほぼほぼ推進していった、それに付随する施設等を、財政は困難ですけどもいろいろ知恵を出し合って、財政を確保して進めていきたいという結論でよろしかったでしょうか。

それで、計画なんですけれども、今のところ完了予定、最終的なできる予定は不明となりますという回答だったんですけども、今の小学校1年生が今年8名の入学で、次の年も20名弱で、どんどん減っていく状況であります。

なので、私も前々から申しておりますが、なるべく早くこれを進めていかないと、もう建てたときには子供たちが20人、30人の世界で、立派な建物を建ててもちょっと利用価値がないということになりますので、できればもう大体着工する予定というか、移すのであれば用地も決めて、取りかかりが、今年は計画なんだろうけれども、どれぐらいに大体見通しがつくのかなというのさえ分かれば、もう始まるよというのが分かるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） その設立予定の年度についてですが、実は中学校の校舍は今年で築

52年になります。あと8年で、一般的に建て替え時期だと言われる60年を迎えることとなります。

子供たちの減少も、今ご指摘にありましたように、今のところ毎年10名ぐらいの数ずつ減っていく、そのような推移になっております。

そういったことを考えると、令和5年ですので、最終的にはやはり令和13年度までには形にはすべきかなという思いではおりますが、ただ今年度、村では総合的公共施設の中長期計画への着手をいたします。その中で、公共施設等の整備計画を策定していくと思われまして、その中で義務教育の設置について位置づけられて明確になっていくのかなというふうに考えております。

ただ、皆さん、学校教育検討委員会でもお話が出ましたが、できる限り早く造ってくれという要望がありましたので、こちらとしても前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうですね、なるべく早めに、こういうことは異論を唱える方はそんなにいらっしゃらないと思うんですけども、会議を開いて、その会議の報告を村民、または私たち議員に随時報告していただいて、その時期に皆さんの意見を集約して、どんどん修正を加えながら、早めに進めていってほしいなと思っております。

私は、この件について期待しておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

じゃ、次、2点目に移らせていただきます。

2番、中学校部活動の地域活動への移行状況について。

文部科学省が推進している中学校部活動の地域活動への移行は、2025年までに段階的に行われる予定でございます。福島県内でも徐々に移行されている地域がございます。これは、教員の働き方改革の一環でもございますが、少子化に伴い、部活動の人数不足や生徒が自由に選択できる部活動の種類がないことなどの解消にもつながると期待されております。

村の現在の進捗状況と、2025年度まで完全移行となるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 6番、森隆之君の2つ目の中学校部活動の地域活動への移行状況についてのご質問にお答え申し上げます。

中学校部活動の地域移行については、令和3年の12月議会において、森議員より中学校の部活動についてのご質問をいただき、その際、子供たちにとって望ましいスポーツ環境を構築するために、運動部活動の方針を策定すること、規定人数に達しない場合は合同チームで大会に出場すること、指導者については部活動指導員や外部指導者の活用を図ること、将来的には総合型地域スポーツクラブの協力を得て、地域部活動に移行していくことを答弁いたしました。

まず初めに、地域移行への進捗状況についてお答えいたします。

今年1月、児童・生徒や保護者に対して、運動部活動の地域移行についての理解促進と実態把握のために、小学校5、6年生の児童と保護者、中学校1、2年生の生徒と保護者を対象に部活動地域移行に関するアンケートを実施し、地域移行に対する児童・生徒及び保護者の思いを把握いたしました。

また、4月には、鮫川村における部活動の方針を教育委員会として策定し、持続可能な部活動の運営が図られるよう休養日や練習時間の設定、地域との連携について方針を定めたところです。

さらに、これまで幾つかの部活動については地域の方々に外部指導者としてお願いをしておりましたが、今年度、7月以降になります。部活動指導員を2名の方をお願いし、教員がいなくても部活動指導や大会引率ができるような体制づくりをして、地域移行への足がかりとしていく予定です。

そして、部活動が設置されていない種目に組みたい生徒については、特設陸上部や文化部等に所属した上で、外部団体、例えばバスケットボールや野球のクラブチームで活動することを認めるなど、地域移行に向けて柔軟な対応ができるようにいたしました。

また、規定の人数が集まらない部活動につきましては、休部や廃部にするのではなく、他校との合同チームを編成して大会に参加するなど、できる限り子供たちのニーズに応えられる体制を整備しています。

今後は、スポーツ少年団との関係も考慮して、地域移行を視野に入れて合同チームを編成していく考えです。

なお、文化部の活動についても、村の各文化団体を受皿に、地域移行を進めていきたいと考えています。

次に、2025年度までに完全移行ができるかというご質問ですが、文部科学省では、当初、部活動の地域移行を提言した際には、令和5年度から令和7年度までを改革集中期間として、

令和8年度には土日の部活動については完全に地域に移行する考えを示しておりました。

しかし、地域で様々な事情を鑑みて、現在では、令和5年から令和7年度までを先ほど改革集中期間と申しましたが、それを改革推進期間として、可能な限り早期の実現を目指すこととしております。

教育委員会としては、今年度、鮫川スポーツクラブやスポーツ少年団、鮫川村のクラブチーム、そして文化団体等の指導者の方々など、部活動の受皿となるような方々と話し合いを進めて、地域移行について協力を求め、できれば令和8年度には地域移行が図られるように準備を進めていきたいと考えています。

なお、生徒数の急激な減少により、団体種目については1つの自治体だけでは規定の人数を確保できなくなる可能性が高く、現在、東白川4町村の教育長会議で、将来的には4チームでチーム編成をすることも視野に入れて検討していくことを確認しています。

以上を申し上げて、6番、森隆之議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） なかなかこの問題も、いろんな地域を見ていると、うまくいくこと、うまくいかないことがあるみたいでございます。

鮫川村は、人口、子供の数が少ないので、移行となると、すぐに移行はできるんだと思います。受皿もありますので、地域のスポーツ少年団、あとスポーツクラブ等も受皿もできていますので、あとは学校が、言い方は悪いですが、いつ放すのかという形ですね。先生方も、中にはやっぱり部活動を見たいという先生方もおります。だから、そういう先生方をクラブチーム等に引き込んで、ある程度お金も払わなくてはいけないということになるかと思うんですけども。

ただその際、今、問題になっているのは、中学校の部活動をやっているときより費用がかかるんじゃないか。あと、家庭の事情によって参加できないような子たちがいるんじゃないか、そういうのが問題になっているかと思うんですけども。

実際、現場のほうから見ると、部活動として、部費というのは学校側から出ているんですけども、どんなスポーツでも保護者会というのがございまして、保護者会費で払う費用というのは大きいんですよ。部活動の費用だけで賄っているわけじゃなくて、どこの団体も保護者会で会費を集めて、足りない道具を買う。あと、保護者会で現場まで送り迎えをする。激励会を開く。そういう部分が、文科省なんかは多分、見えていないのかなど。

ただ、費用だけ見て、クラブ活動は月謝が取られるよ、学校はただだよと、その違いだけ

で言っているのかなと私は思うんですけれども、実際、運営するようになれば、クラブ活動も部活動も保護者、ある程度、地域の方が負担しなきゃいけないという状況があるかと思えます。

その際、鮫川村としては、指導者に払うお金というんですかね、費用と、あとそれに対する地域活動に今までは部活動として助成していた村のほうの予算、それはクラブ活動のほうにも予算はつくのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

地域移行の課題の一つとして、保護者の負担が増えるのではないかとということがやはり出されておりますが、現在では例えば子供たちのユニフォーム代とか、そのほか様々な活動について、ある程度村のほうからも補助が出ているかと思いますが、今度、離れた場合にどうなるのかという不安だとは思っています。

ですが、今考えている構想は、総合型地域スポーツクラブを中心とした移行を村では考えております。スポーツクラブに対しては、村でも委託としてある程度の補助金を出しておりますので、そのあたりはもう少し例えば増やすような形で、子供たちの活動にその補助金を使えるようにして、少しスポーツクラブへの助成金を増やして、それで活動していけるように、保護者の負担の軽減になるように考えていきたいとは思っています。

ただ、今後の計画ですので、はっきりとそうなるとは言えないところではありますが、できる限り、やはり保護者の負担を減らしていくことは必要不可欠なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうですね、小学校の活動なんか、スポーツ少年団なんていうのは、全部保護者持ちです。そこでユニフォームも買ったり、いろいろしているわけで、ただ違うのが、やっぱり考えるのですよね、みんな。費用がないということで、どうしようか。そうすると、今でいうと藤田建設さんなんか、太陽の恵みお裾分け事業みたいな、太陽光発電で売電したのを還元しましょうということで、補助金をもらえるわけですね、申請すると。年間5万円なんですけれども。

クラブチームにすると、そういった企業さんからの補助金等ももらえるのであって、あとはスポンサーですか、企業さんから。中学校では部活動はスポンサーをつけられませんけれ

ども、地域の企業さんからスポンサーになってもらって、いろいろな補助が出ます。

やっぱりそういうこともひっくるめて全部、地域の活動かなど。地域で子供を育てるとい
うのはそういうところなのかなと私は考えておりますので、何でもかんでも学校にお任せし
てやってくださいよではなくて、やっぱり保護者とも一体になって、地域とも一体となって
進めていくべきものなのかなと思っておりますので、その点もちょっと考慮していただいて、
できれば説明で、そういったことも説明していただければいいのかなと思います。

最後になりますけれども、ここで今、中体連が行われております。

中体連で人数が足りなくなったら合同チームということになるかと思うんですけれども、
やっぱりさっき教育長が言われたとおり、東白川郡で今後は考えないといけないのかなと、
子供の人数を見ると。その際、中学校がまとまって出るのではなくて、例えば東白川郡にい
ろんなスポーツのクラブをつくって、そこに自由に参加できるような形がいいのかなと。鮫
川、埜、棚倉、矢祭関係なく、野球だったら棚倉だよと、サッカーだったら矢祭に行ってく
ださいよというような形で、自由に参加できる形がいいかと思うんですけれども、町村会
ではやっぱり中学校単位で考えているんでしょうかね。鮫川中学校、矢祭、埜、棚倉中学校関
係なく、中学生が中学校の部活動に所属しているのが、合同になって出るというような形な
んでしょうか。そこをお聞かせ願います。

○議長（宗田雅之君） 教育長、武藤誠君。

○教育長（武藤 誠君） 様々なご提言、ありがとうございます。

今いただいたご意見は、いろんな形で反映できればなというふうに思っております。

今、最後にご質問の、それぞれのクラブとして運営していくか、あるいは中学校で運営し
ていくかということだとは思いますが、先日、教育長同士でお話しした際には、やはり中
学校同士ではなくて、それぞれのやっぱりスポーツクラブで地域移行をして、それからのチ
ーム編成ということを考えておりますので、できるだけ中学校から手を離れた形の合同チ
ームというようなイメージを持っております。今後の話合いで決まっていくかと思いますので、
ご理解いただければというふうに思います。

先ほど申し訳ございません、私の最初の答弁で、最後に将来的には「4チームで」チーム
編成と言いましたが、「4町村で」チーム編成をするという間違いです。申し訳ございませ
ん、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君）　そうですね、今後、東白川郡で考えていただいて、大きな枠組みで、もうできれば石川郡も混ぜていただいて、こちらのほうで県南地域で、東と西でやっていくような形で大きな目でいかないと、なかなかこれは問題を解決しないのかなと思っておりますので、今後いろいろ会議がありましたら、それも随時、地域の皆様に報告していただいて、私たち議員にも報告していただきたいと思います。私は期待しておりますので、今後とも頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（宗田雅之君）　8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君）　8番、北條でございます。

今般の定例会で、村長選挙への立候補の所信についての1点を質問したいと思います。

今年8月に任期満了による村長選挙がございます。

関根村長は、去る5月21日、村長後援会で出馬表明をされたとの報道がございます。

前回の村長選挙は、関根村長と鈴木治男氏のお二人が立候補し、本村を二分する公約、マニフェストを掲げて立候補したと記憶しております。この村長選挙は、政策の中身がこれまで以上に注目を集めた斬新なものでありました。お二人の政策的な内容は、ほぼ差異はなかったものと記憶もしております。こうした中で、関根村長が僅差での勝利を収める審判が下されたものであります。

関根村長は、2期目の立候補に当たり、前回選挙に掲げたマニフェストの成果の点検確認と評価をどのように総括なされておられるのか。

また、今期中は自然災害での復旧・復興や新型コロナウイルスなどへの対応に全力を挙げて取り組みをされたこともあり、マニフェストの内容の全てが満足できるものではなかったのではないかと推察できます。これらを踏まえ、どのような考えの下に、2期目への立候補を決意されたのかをお伺いいたします。

さらに、村の活性化、人づくり、産業振興、福祉充実、教育充実、生活基盤充実などの具体的な取組をどのように掲げられるのか、所信をお伺いいたします。

○議長（宗田雅之君）　村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 8番、北條利雄議員の村長選挙への立候補の所信についてのご質問にお答えをいたします。

令和元年8月末日に鮫川村長に就任をさせていただき、既に4年の任期は残すところ3か月を切っております。就任以来、議員の皆様には、数々のご提言やご指導を賜りまして、御礼を申し上げたいと思います。

さて、過日の関根政雄後援会総会の席上、鮫川村長2期目の出馬要請を受けまして、鮫川村の振興発展と村民主体の村づくり実現のために、2期目への立候補を決意したところであります。

おただしの立候補マニフェストの検証と2期目立候補の考え方につきまして、ご答弁をさせていただきます。

4年前の立候補におきましては、1つ目、人づくりと教育、2つ目、産業の振興、3つ目、子育て支援、4つ目、助け合う互助、5つ目は美しい村と資源の活用、6つ目として災害に強い村、7つ目として健康づくりと文化の継承を提示し、それらの課題に相応した8つの村民主体の村づくりを目指すための理想の村を具体的に掲げ、第4次振興計画や総合戦略の計画と照らし合わせながら、年度別の施政方針を示してきたところであります。

まず、1点目として、子供、青年、女性、高齢者を含む全ての村民のアイデアが活かされる村であります。

将来を担う青少年の自由な発想を村づくりに反映すべく、中高生未来ジュク、若者創出会議は既に着手し、3年目を迎えております。若者たちの自由な発想によるイベントが開催されるなど、着実にその成果が見えてきております。

また、毎月開催しています村民（みなさん）との対話の日や先般開催いたしました地域懇談会でも、数々のご提言、ご意見をいただいているところであります。

2点目として、人づくり、教育、子育て支援に全力を注ぐ村であります。

「地域づくりは人づくり」を理念として、ふるさとキャリア教育を実践し、小中一貫義務教育を実現に向けて、幼保小中教育検討会にて協議を重ねてきたところであります。

また、子育て支援につきましては、出産祝い金の見直し等を図るなど、数々の支援策を継続しております。

3つ目は、高齢者や障害者が安心して暮らせる村であります。

本村の高齢者の健康寿命を延ばすために、地域活性化企業人派遣、この制度を活用して、

筋力づくり教室の充実や地域サロンを村民一体となって推進しているところでもあります。

さらに、昨年度から地域公共交通協議会を立ち上げて、免許証返上後の高齢者等の足の確保を協議してまいりましたが、今年度後半からデマンド交通の実証実験を開始する予定でもあります。

障害者支援につきましては、引き続き継続をしてまいりたいと考えております。

次に、4つ目として、産業の発展で村民生活が安定する村であります。

村の基幹産業でもあります農業の振興におきましては、農業者の担い手育成に全力を注ぎ、米価下落対策、そして交付金、飼料、資材等の高騰に対しましては、配合飼料等への交付金など、数々の方策を講じてまいりました。

さらに、長期にわたるコロナ禍の影響で、困窮する村民、商工業者への支援策として、4回にわたる地域げんき商品券の交付などを講じてきたところでもあります。

産業の担い手育成は喫緊の課題であります。本村は商工業、農業の担い手が家業に誇りを持って情熱を注いでいることから、担い手たちの連携とアイデアや行動力にも大きく期待をしていたところでもあります。

次に、5つ目の観光資源を生かし、人が集まる村であります。

館山を核とした中心地の総合計画や鹿角平観光牧場や各観光地を、いかに点から線に結びつけるか、そしてそれを新たな総合戦略に落とし込む必要があります。

また、交流人口の拡大を図るさめがわファンクラブの正会員数は既に900人に達しております。交流関係人口が移住・定住につながるように、観光資源を有効活用して、移住・定住への受皿づくりも推進しているところでもあります。

6つ目として、自助・共助・公助で支え合う村であります。

本村には、昔から支え合う「結の精神」が息づいてまいりました。それらを受け継ぎ、村には数々のボランティア団体が様々な活動に汗を流しております。また、各集落の皆様の定期的な清掃活動や草刈りでの村内の環境美化が保たれております。これは、まさに本村が誇れる次世代の大きな財産であります。今後とも、村民の自主的な郷土愛の醸成に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、7つ目として、村民生活に直結する施策を優先するものであります。

令和元年の台風19号の災害時の緊急的なインフラ復旧や農地等の災害復旧につきましては、国・県と連携を取りながら対応をさせていただきました。

また、村民からの数々の陳情、要望は受けてはいますが、全て実現することはなかなか難

しいものもあります。年々、耐用年数が近づく公共施設も増えており、さらには経年劣化で補修に迫られる村道や簡易水道施設、集落排水施設、そして公共施設の整備、また解体等にも多額の子算が必要となります。

今後も、中長期的計画を持って、年度別財政計画を立てながら、有利な国・県の補助金を活用しながら、住民サービスに努めてまいりたいと考えております。

最後の8つ目は、村民の健康増進を徹底指導できる村であります。

行政の最大の目的は、住民の福祉の向上であります。そして、村民の健康を守ることは最優先の課題であります。ここ数年、住民健診の受診率は70%を超えており、全国でも10位内に入っております。

総合スポーツの推進、生涯学習や健康増進事業の推進など、積極的に全村民の健康づくりを継続してまいります。

以上、村民主体の8つの理想の村づくりにつきまして、ご説明をさせていただきました。

現在、国が進めようとする数々の施策も、年々スピードを増して、自治体に大きくふりかかっております。その都度システムを改修するために、多額な支出と職員の配置も余儀なくされております。

私は、2期目の立候補におきまして、俯瞰的に将来を見据える鳥の目、そしてつぶさに足元を見る虫の目、そして時代の流れを大きく見極める魚の目を持ち備え、皆様と共に村民の幸福度向上に向けて邁進したいと心新たにしております。

以上、8番、北條議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） ただいま関根村長から2期目の出馬への所信を伺いました。8つの理想の村づくりということで、お話しいただきました。

行政運営に対する信念というのは、公平、誠実、展望でございます。常に意識していくキーワードは、やはり友和と前進であります。

村長が今、総括された8つの理想の村づくり、さらに村民の視点を大切にして、行政の説明責任を果たすため、できる限り村民に目的などをお伝えし、実践していく姿勢であります。それらは私も、関根村長はそれらを踏まえてやられてきたと評価するところであります。

行政は、日々、状況は変化します。その変化に最新の注意を払うとともに、状況に合わせた適時、適切な対応を常に考えて、実勢に集力していく姿勢が必要でもあります。

施策の具現化、方策、これらについて、1期目とこれから2期目に向かって、どのような

形でスピードを上げて施策を実現していくのか、その辺についてももう一度、村長のほうからご答弁いただきたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいまの答弁の中にも触れましたとおり、国の施策、そしてまた県の施策もどんどんとスピードを増してきております。

特に今、DX等、なかなか理解し難いデジタル田園都市構想という大きな国のプロジェクトものしかかってきておりますし、それは地域懇談会で副村長が分かりやすく住民の皆様に説明したとおりなのでありますが、どんどんとスピードが増してくる。そして、スピードが増してくるにつれて、多額のシステムに予算がかかる、そのような仕掛けに実はなっております、それをノーというわけには、なかなかいかないところもございます。

マイナンバーカードも取得をしていただきましたが、まだ本村はマイナンバーカードでコンビニで証明書が取れることをしておりません。これには、裏には多額な初期投資と年間の維持管理費がかかるということがありまして、一時査定を落としたとしたことがあります。

住民懇談会でも、なぜ取れないというご意見がありましたけれども、やっぱりいいことでスピードアップして、いいものはいいんですけれども、その中に財政をつぎ込まなくてはならないという苦しい部分がございます。初期投資は、国からほぼ満額来るんですが、維持管理をするのに、今度は巨額な自己財源をずっと継続していかないという、そういう問題もあるものですから。

ですから、よく私は常々思っております。すぐに変えなくてはならないことと、あと変えてはならないこと、2つ見極めていかななくてはならないと思っております。

ですから、先ほど「結の精神」という、昔ながらに本村は、我々は支えられております「お互い様」ですね。そういったものは決して忘れてはならなくて。

あともう一つは、行政は何でもやっていただけるという、昔、行政は当然、住民のためにサービスを講じるわけですけれども、そうではなくて、できることは地域の方にやっていただくということで、みんなでやりましょうということに置き換えていかないと、これからの小さな村の財政、そしてまた青少年教育の中でも、そういった「結の精神」をみんなでやりましょうということで、つくっていかなくてはならないと思っております。

国の政策もあります。そして、県の施策もあります。それは、きちんと勉強をして、そしてそうできるように、さらにはその住民サービスが、村民にとって本当に役立つのかということと、村民にどこまで分かってもらえるのかということも踏まえて、今回、支援制度の一

覧表を全戸に配布をさせていただきましたけれども、あの中も1つずつ開いていくと、なるほどなど、こういう支援策もあったのかと、皆さんはお気づきだと思いますが、常々スピードを持って、説明責任を果たすような2期目であって、さらには議員の皆様方のご意見や村民の皆様方のご意見を頂戴しながら、新しい総合戦略をつくり上げていきたいというような、大事な今年度と来年度になるかと思えます。

以上になります。

○議長（宗田雅之君） 8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） これから2期目に実践していくお話も伺いました。

さきの本村の議会議員選挙、11人が立候補し、審判を受けました。立候補された皆さんがそれぞれのテーマ、役割を果たすべく、思いをポスターに短文で明示しておりました。それらも様々でございます。地域、村民の声を村政へ、未来の責任、生きるを楽しむ・楽しめる地域、地域の活性化を図る、生きがいのある村づくり、村民を守る政治、活気ある村づくりを、真実一路、絆でつくる明るい未来、発想力で村づくり、みんなが楽しむ村づくりであります。11人が全て違います。言い表す個々人の言葉、物の見方、考え方はそれぞれであります。具体的な詳細は、これから本人が議員活動の機会を通じて明らかにされるものと思えます。我が村の進展を願う心うちは、一緒と考えます。

二元代表制の一翼を担うこれらの熱い思い、先般、7行政区で開催された地域懇談会や、関根村長が毎月、村民との対話の日の声を含めて、1期目から村長が、全ては村民のためにこれらを生かす、この展望と決意、さらに2期目ですから、1期目でやられたことを、実行を充実させるというか、そういう報告が必要だと思います。

それらについての決意をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 2期目の決意であります。

村づくりのテーマは、子供でも老人でも分かりやすくなければならぬと、よく言われております。

私は、1期目は全ては村民のためというテーマを持って、立候補をさせていただきました。

また、就任して後半で、2年目で総合戦略を5年後に変えなくてはならないという一番の目的は、フローチャートの一番上に、皆様にもお配りしたところには、村民の幸福度の向上というものを最大の目的といたしました。

そして、今おただしの2期目のテーマは何かというおただしであります。心を決めました。村民の皆様の村民を、私は「皆さん」と呼んでおります。「皆さんの笑顔を守る」、これに尽きると思います。

なかなか大変な時代で、財政、そしてコロナ禍、様々な難題がかかりました。台風19号もかかりましたけれども、村民の皆様は大変な思いをされております。まだまだ物価の高騰やら全てのもので、本当の笑顔が戻り切れていないと、私は思っております。

しかしながら、ものの価値というのは、全て「ありがとう」の精神だと思っております。ですから支援策も、そして集落の方々が草を刈っていただいていることにも、感謝の気持ちでいつもいっぱいありますので、私の2期目のテーマは、「皆さんの笑顔を守る」、この短いテーマで、今期2期目に臨みたいと、このように考えております。

○議長（宗田雅之君） 8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） 村のトップリーダー、村長の役目は、本当に村民の多様性をどうやって束ねて複数の要素を調和させる、コーディネートできるかであります。

例えば、ファッションの分野でいけば、衣服やアクセサリーを組み合わせることで全体のバランスを取ることを目指しているかということでもあります。

行政も民を取り込み、民の多様性をどうやって束ね、複数の要素を調和させ、コーディネートしていくかであります。そして、多様な柔軟な地域社会をつくっていくことであると思っております。こうした動きにはフリクション、摩擦もつきものです。そうしたときに、いかにしてそれを普通の要素を調和させ、コーディネートするか、新しい自治を、そして我が村を、我が地域を築くかであります。

我が村の課題は、村長が考えているとおり山積みであります。若者や子育て世代が将来に希望の持てる村づくりに向けて、村のトップリーダー、村長の役目というのは本当に重いものがあると思っております。そして、そのトップリーダーである村長の手腕が2期目、本当に問われると思っております。

私も議員の立場から、いろんな面で行政を批判するのではなくて、政策提言をしっかりとしていきたいと思っております。

先ほど、関根村長から、展望と決意を持った村長選への立候補の所信を伺いました。期待を含めて、確認させていただきました。ご丁寧な答弁でありました。ありがとうございます。

私も、しっかりと議員の活動をさせていただきます。これからも、村のためにしっかりとご活躍くださるようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

ました。

◇ 緑川 茂君

○議長（宗田雅之君） 10番、緑川茂君。

〔10番 緑川 茂君 登壇〕

○10番（緑川 茂君） 10番、緑川茂でございます。

新人議員ということで、初めて一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、中心地域活性化についてであります。

まず、中心地域に対する私の思いを述べさせていただきます。

私は中野地区で生まれ育ち、幼少の頃からいろいろな思い出がありますが、特に強く印象に残っていることは、地区と呼ばれている新宿、道少田地内のにぎわいであり、映画館があり、パチンコ店まであった記憶がございます。そして、様々な職種の商店が軒を連ねて、日常的に多くの買物客でにぎわい、とても活気がありました。

また、村の祭礼とか、何か催物があると、中野八幡神社の下では出店が並び、人であふれていたことを覚えています。今思えば、当時はかなり地域経済を支え、潤っていたものと思います。

しかし、時代の流れと社会情勢の変化に伴いまして、やむを得ないことではあり、今さら昔のことを言っても仕方のないことではあります。しかし、そういった過去のにぎわっていたことを覚えているからこそ、これ以上、中心地域の活気を失ってはいけない。村の将来を考えたときに、若者世代が魅力を感じ、希望を持てるような環境づくりのためにも、この活性化対策はぜひともしなければならないという強い思いであります。

そこで、質問であります、1点目といたしまして、令和元年に中心地域活性化協議会を立ち上げて議論をしてきたかと思いますが、その協議の内容と経過についてお伺いをいたします。

また、2つ目としまして、計画実現に向けて早急に再開し、推進してほしいと思っておりますが、なぜ協議会が開催されないままなのか。今後、協議会を再開する見通しはあるのか、村長の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、緑川茂議員の1つ目の中心地域活性化についてのご質問にお答え申し上げます。

本村の第4次鮫川村振興計画の基本理念である「つながりで支え輝く村づくり」、また平成28年3月に策定しました鮫川村人口ビジョン総合戦略の基本理念である「子ども・若者・女性の自己表現ができる環境づくり」を具現化することを目的に、中心地の活性化と村内における就労の場を創出するための方策として、平成29年3月に中心地活性化基本構想を策定をいたしました。

この基本構想の実現に向けて、中心地域活性化拠点施設整備計画策定及び村づくり公社の事業計画策定並びに設立を協議検討するために、令和元年6月に住民20人を委員とする鮫川村中心地域活性化協議会を設置し、その後、令和2年1月まで、計6回にわたって開催したところであります。

また、村職員による中心地活性化プロジェクトチームを設置し、平成30年5月から令和2年1月まで、計8回の検討を重ねてまいりました。

令和元年12月に協議会において、老朽化している農産物加工直売所、手・まめ・館の建て替え等の課題を踏まえて、村内の全世帯を対象とした鮫川村中心地域活性化拠点施設整備に関するアンケートを実施しました。

その設問の中で、中心地域活性化拠点施設も整備する場合に必要と思われる施設、機能について伺ったところ、村民のために必要な施設、機能として一番多かったものが農産物直売所でありましたが、同時に手・まめ・館の経営改善や人材育成、中心地域活性化の拠点の在り方に対する慎重なご意見が多数寄せられておりました。

まず、手・まめ・館の経営状況の改善を最優先し、現在あるものに磨きをかける村づくりを目指すべきとの意見を尊重して、次世代に大きな負担を残すべきではないと判断し、施設の移転、整備を見合わせることにいたしました。

しかしながら、手・まめ・館は、年々老朽化しつつあります。後に建設された手まめカフェ、加工施設、公共トイレや館山公園との連動性を考慮しながら、直売所の整備は計画しなくてはなりません。

これらの総合的な判断により、鮫川村中心地域活性化協議会は、令和2年以降開催を見合わせております。

ただし、中心地域の活性化につきましては、第4次振興計画、そして、人口ビジョン総合戦略や令和4年度、5年度の施策の基本方針でもうたっております。

さらに、現在の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、館山公園を中心とした中心地域活性化プロジェクトとして多種多様なイベントを開催し、関係人口の増加によるにぎわいを促進する計画を実践し、さめがわファンクラブの募集と若者未来創出会議での各事業において、館山を中心としたイベントを開催したところでもあります。

今年度から、第3期総合戦略として、仮称鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の策定に入ります。その中で、協議会という形ではなく、住民参加による中心地域の活性化について協議を重ねていきたいと考えております。

以上、10番、緑川茂議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 10番、緑川茂君。

○10番（緑川 茂君） ただいまご説明いただきました。ありがとうございました。

中心地の活性化、これはやはりこれからの村づくりのためには避けて通れない、活性化を図らなければならないというようなことであると思います。

今のところ、そうしますといつからまた協議会、これに付随した協議会、集まり、そういうのはまだ見通しが立っていないということではよろしいのでしょうか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ご答弁にも盛り込ませていただきましたとおり、村の計画が10年ごとにつくり変えなければなりません。

それで、まず第4次振興計画が、いよいよ今年度と来年度で終わろうとしています。また、その中に具現化した総合戦略というのがあって、皆様のご家庭には既に配布をされていますが、その中で5年ごとにスピードを持って村の情勢が変わってきて、つくり変えていきます。

今年度、既に村づくり推進室という推進室をつくりました。その中で、総合的に村の将来性をどのように目標を持っていくのかという大事な会を今年から始めようとしております。ですから、学識経験者も入ります。それから村民の皆様も、関係者の方々にも入っていただいて、総合戦略の骨格をつくる大事な中に、中心地の活性化も含めて、村民の皆様の声を聞きながら、その骨格をつくるのに、今年から着手いたします。

それとはまた別に、これは村民の皆様のご意見を聞いて、今年度煮詰めて来年度に仕上げる、今年度末に仕上げて、令和8年度からいよいよスタートという大事な時期ですから、総合戦略と、それから第5次振興計画を今まで2つ別々につくっていたんですね。それを分かりやすく一本化しようということで、今新しい村づくり推進室が着手をされていて、準備にかかっているところでもありますから。

それと同時に、今度は先ほど学校の教育施設の質問がありましたけれども、村の中心地の活性化は、確かに広畑も道少田の空き家もご指摘のとおり、あの空き家とか村保有している敷地をどうするんだという問題もあります。住民の方々が集まれるようなベンチを置いたり、ポケットパークみたいなのを造るか否かというのは、その中で協議をしてみたいです。

それには、一定のお金がかかりますから、じゃその財政をどうやって確保するのかということも含めて職員に指示しているのは、今年度は各課からの年度別の整備計画のたたき台を出していただきたいと。あと、不要なものの解体もお願いしたいと。解体するのに、多額な費用がかかりますね。公共工事、公共施設の取り壊しするには、大変な金額がかかりますから。ですから、思いつきでやったのではなくて、10年、20年後にこのスパンの中で、どの位置に建設するのかということ職員から出してもらったもので、年度別の財政計画を立てて、そうすると基金、お金をどのぐらいためたらいいのかが分かってきます。それと、国・県の有利な助成金はこういったものがあるのだろうかという研究もしていただきます。それと併せて、過去10年、20年の計画の着手を今する準備になっております。

ですから、その都度、原案につきましては、議会の皆様にも経過のご説明は全員協議会でさせていただきたいと思っておりますので、また村民の方の参画も当然必要ですから、そういったご意見もいただきながら、大事な2年間、大事な今年度、そしてまた来年度の中で、方向づけを決めていきたいと思っておりますので、どうぞ貴重なご意見、今後もまたご提言をいただきたいと、このように思っております。

○議長（宗田雅之君） 10番、緑川茂君。

○10番（緑川 茂君） この活性化でございますけれども、私は広畑から宿ノ入地内にかけての国道349号のバイパス沿いを中心とした活性化対策、これは必要なんだと思っております。

さぎり荘があり、宿泊施設があり、手・まめ・館、そしてまた館山公園、そういったものと併せて活性化を図らなければならないと思っております。

活性化を図ることによりまして、村民の生活機能と利便性が高まるとともに、自然と村外からの来訪者が増えるものと思います。つまり、交流人口が増えるということですが、交流人口が増えれば、おのずと活気が生まれ、若い世代にも魅力を感じて、村外の流出防止にもつながり、好循環をもたらすものと考えております。

こういったことから活性化、これは前の協議会は、そうしますと解散ということになったんだろうと思っておりますけれども、またそれに付随したもので考えていくということでございます。

ました。

ただ、これは待ったなしの問題だというふうに思っておりますので、早くその方向性を示していただくことを希望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、人口減少対策についてであります。

過日開催されました地域懇談会の資料にも添付されておりましたが、村の人口は昭和30年の8,256人をピークに減り続けておまして、現在は3,000人を切っております。

この人口減少問題は、どこの自治体も抱えており、本村に限ったことではございませんが、他の町村と比較して減少率が大きいということがあるかと思えます。このペースで減少してしまったならば、今後はどうなってしまうのか、村は存続できるのかという将来に不安を持っている人もおります。

村は、平成15年の町村合併問題のときに、住民投票の結果、合併をしないで自立の道を進むことを選択したわけではありますが、年々減少している現状を踏まえて、どのような認識で捉えているのか伺います。

また、将来に向けてどのような対策が必要と考えているのか、併せて伺いをいたします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、緑川茂議員の2つ目の人口減少対策につきましてのご質問にお答え申し上げます。

村の人口減少をめぐる状況は年々深刻化し、少子高齢化が進み、若者を中心に就職等による村外の流出に歯止めがかからない状況が続いており、将来の担い手となる若者や青少年の減少は持続可能な村づくりに大きな影響を及ぼしております。

総務省が4月に公表した2022年10月1日時点の人口推計によりますと、総人口は1億2,494万7,000人で、前年に比べ55万6,000人減少し、12年連続の減少となっております。人口増加は東京都のみ、その他の46道府県全てが人口減少と、全国的にも人口減少は避けて通ることができない大きな課題となっております。

令和2年度に策定した鮫川村人口ビジョンによる推計では、本村の人口減少は今後も続いていくことが予想されておりますが、第2期まち・ひと・しごと総合戦略に取り組み、減少傾向を和らげ、地域活力の維持を図ることで、2060年の将来人口目標を2,000人超えとしたところであります。

第2期総合戦略における人口減少を和らげるための基本的な考え方として、長期と短期の2つの目指す方向性を示しております。

長期的には、出生数を増やすこと、死亡数を減らすことを目的として、出産、子育ての支援、健康寿命のための取組を進め、短期的には、転出を減らし、転入を増やす社会増に近づけることを目的として、移住・定住への支援策、定住促進策を図るとしているものであります。

令和3年度から移住定住支援として、45歳以下の若者の住宅の取得に対し、移住定住促進補助金を交付しております。実績としては、令和3年度はありませんでしたが、令和4年度は4件の補助金を交付いたしました。

また、子育て支援金としては、令和4年度からさめっこすくすく祝い金として、出産祝い金を増額しております。

令和5年度には、これまで行ってきた鮫川村後継者結婚祝い金から結婚新生活支援事業や結婚祝い事業へ転換を図っており、村に住む若者が鮫川村で生活する応援、ひいてはここで生活の価値を見いだしていただけるような対策を講じております。

今月1日に配布しました鮫川村支援情報一覧には、子育て、健康、そして移住・定住に関する村独自の制度も含んだ支援制度を掲載しておりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

村では、各課の若手職員を中心に構成するプロジェクトチームによる定住・移住、子育て支援の検討を約1年半かけて進めてまいりました。それぞれが考えた村での生活の在り方、ライフスタイルデザインにつきまして、4月に職員向けの提言発表会を開催したところです。今後、住民の皆さんにも発表の場を設けさせていただく予定でおります。

今後も、人口減少対策を村の最優先課題と捉え、人口減少に歯止めをかける若者定住、子育て支援施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、10番、緑川茂議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 10番、緑川茂君。

○10番（緑川 茂君） ただいま減少を緩やかにする対策と、この減少問題は止めることはできませんので、できるだけ減少率を緩やかにするという対策は必要です。

いろいろ今、その中でも述べられましたけれども、一番の有効策といえますか、これは何だと思っておりますか。再度お伺いします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 最大の有効策は、結婚を希望されている方のパートナーが見つければ、子供をもうけることができるというのが一番近道であります、そこがなかなか、結婚相談を長年続けてまいりましたが、一步、ステップがそのように進まないところであります。

産業、事業主、事業者さん、それから農業を含めた担い手さん、立派に経営されているんですけども、なかなかパートナーと出会うような機会は、広域圏でもあります。村でも、民間のサイトがありまして、これは悪質なものではありません。信頼性があるサイトの、1回1万円ですかね、登録する登録料を村が補助をするということで広報はしておりますが、なかなか手を挙げてくる方が少ないんですね。やっぱりパートナーを見つけながらも、今までのようなスタイルの出会いの場を設けて食事をするとかでは、なかなか先に進まないのかなということを感じております。

ですから、一緒に何かをやると。例えば、農作業でも何かの収穫でも、作付もやるという形で、同じ体験をする中でやった方々が、意気投合してカップルになるというケースはあろうかと思いますが、そのように仕掛けづくりを、角度を変えていかないとならないのかなと思っております。

一番近道は、やはりパートナーが見つかって、子供さんをお産みいただくというのが一番近道であります。その他、村外から家族ごと転出しない方法といたしますか、様々な住宅関係とか支援策は講じておりますが。

令和2年度で7組いらっしゃったんですね。いや、これには私もショックでした。家族ごと。これには、様々な理由が実はあります。理由は様々なんですけれども、4年度で4組ということで、少しは減ってきましたけれども、やっぱり家族ごと村を後にするという現象は、非常に我々としても、子供も一緒に行くわけですから、大変な問題だと捉えております。

ですから、総合的に鮫川で育てたい、教育したいという環境も当然必要でありますし、それ以上に住宅施策、それから生活する上での環境整備も整えてあげないと、なかなか定住までは結びつかないのかなと思っておりますので、今後また諦めずに、一番最初の結婚をしたいと思っている方々のそういったパートナーを見つける、これにも力を入れながら、知恵を出していきたいなと考えております。

○議長（宗田雅之君） 10番、緑川茂君。

○10番（緑川 茂君） ありがとうございます。

この人口減少問題、本当にこれが有効策だという決め手になるというのは、なかなか難しいものなんだろうと思っております。

今後も、この減少問題につきましては、みんなで共有し、真剣に取り組んでいくべき課題であることと問題提起をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義君。

[2番 本郷弘義君 登壇]

○2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義。

このたび、4月の選挙に伴いまして、皆様のご支持をいただきました本郷弘義でございます。これから議員活動を一生懸命邁進していきますので、よろしくお願ひします。

本日は、初めての一般質問なので、いろいろとお聞き苦しい点あるかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、通告書に基づきまして、森林の伐採について質問をさせていただきます。

本村における森林の伐採関係について5点伺ひます。

1つ目、年間における杉等の伐採面積はどのくらいか。また、伐採における森林の所有者や業者について、村では把握しているか。

2つ目、伐採等の届出等はどうなっているか。

3つ目、伐採後の植林、造林等の計画及び助成等はあるのか。

4つ目、伐採後、土砂の流出による災害や公道からの進入路の破損、汚損はないか。

5つ目、森林は30年から50年の周期で循環できる貴重な資源であり、今後、有効に活用してほしいと思うが、村長の考えを伺ひます。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

[村長 関根政雄君 登壇]

○村長（関根政雄君） 2番、本郷弘義議員の森林の伐採につきまして、5点のご質問に対してお答えをいたします。

1つ目は、年間における杉等の伐採面積、森林の所有者や業者についての把握についてお答えいたします。

まず、伐採面積につきましては、過去3年間の伐採面積を申し上げます。令和2年度が約63ヘクタール、令和3年度が約46ヘクタール、令和4年度が約157ヘクタールとなっております。

ます。これらの面積は、森林法第10条の8、第1項の規定に基づいて森林所有者や伐採業者から提出された伐採及び伐採後の造林の届出書を基に、年度別の伐採面積を集計したものであります。森林の所有者や業者につきましても、この届出によって把握しているところであります。

2つ目、伐採等の届出はどうなっているのかのご質問については、1つ目のご質問にお答えしたとおり、森林の立ち木を伐採するときは、森林法により伐採及び伐採後の造林の届出書の事前提出が必要であり、村は届出を受けて、その伐採計画の内容が鮫川村森林整備計画に適合しているか確認をしております。

3つ目、伐採後の植林、造林等の計画及び助成等はあるのかという質問に対してであります。村独自の助成制度はありませんが、県において造林や間伐、下刈りなど、森林整備に対する造林補助制度が用意されております。

4つ目、伐採後、土砂の流出による災害や公道からの進入路の破損、汚損はないのかというご質問についてであります。令和元年の台風19号のときには、国有林の搬出路から土砂の流出があったり、また崩落が数件発生しましたが、その後のここ数年は、そのような報告は受けておりません。

5つ目は、森林は30年から50年の周期で循環できる貴重な資源であり、今後、有効に活用してほしいと思うがというご質問にお答えをいたします。

本郷議員がおっしゃるとおり、森林は貴重な資源であると認識しております。木材の供給のほか、渇水や洪水を緩和する水源涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収、貯蔵や騒音防止などの生活環境の保全機能、レクリエーションや自然環境教育の場、野鳥の生育の場などの保健文化機能など、森林には多面的な働きがあると言われております。このような森林の働きを十分に発揮させるためには、適切な管理、整備が必要であると考えております。

村では、森林環境譲与税を活用して、昨年度は朝日山登山道に県産材を利用した橋の整備をいたしました。今年度は、森林遊歩道の整備のほかに、日陰林や危険木の伐採につきましても、検討しているところであります。

そのほか、森林資源の一つである薪については、村民保養所施設のさざり荘への供給のほか、ふるさと納税の返礼品として活用を推進してまいっておりますが、これも継続していきたいと考えています。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義君。

○2番（本郷弘義君） ご答弁ありがとうございました。計画的にされているということで、本当に心強く思っております。

近年の世界的なウッドショックによりまして、木材の価格が大変高騰しているために、にわかには国産材の需要が増えてきています。

森林資源は、先代の方々が子供のため、孫たちのためにと一生懸命植林し、さらに下払いを何年も行い管理をしてきたものであります。

さらに、先ほど答弁いただきましたように、山林には治山治水にも大きな役割を担っております。また、防災の面、あるいは水資源確保の面からも、行政として保全管理の指導、助言や助成金の有効な利活用をご指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 森林整備、そしてまた継続しております森林再生事業、それと広葉樹林の再生事業も継続して村では取り組んでおりますが、さらに森林環境譲与税をうまく活用しながら、先般、営林署といたしますか、森林管理署の署長も本村においでになりました。森林環境譲与税を残さないで使っていただきたいということです。

昨年、林野庁長官にもお会いしまして、ぜひとも国民1人当たりが1,000円の譲与税を納める中で、面積割、人口割、様々なもので算出されるこの譲与税を積まないで、有効に活用していただきたいという、このような要請を受けまして、本村としても森づくりや、それからまた森林再生に関わっていく住民のためにも、情報を高く持って、そしてまたこの譲与税を有効活用しながら、森づくりに今後、村の大きな生命財産の源だと思っております。水の確保も森林がなければできませんし、動植物、動物等の大事な場所でもありますし、そういった整備も含めながら、今後推進していきたいと考えています。

○議長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義君。

○2番（本郷弘義君） ありがとうございます。

長い間、木材は輸入材に押されて価格が下がっておりました。そういうことで、山林の手入れもなく、ほぼ放棄状態でありました。

最近の木材相場の高騰は、近年にない木材の売りどきとなっておりますので、うまくやれば先人たちの苦勞も報われますし、後世の世代にもつなぐことができると思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（宗田雅之君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸義之です。どうぞよろしくお願ひいたします。

新人議員ですので、初めて質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの村長の答弁と重複するものがあるかと思われませんが、通告書どおりに質問させていただきます。

まず1点目、農産物加工・直売所、手・まめ・館耐震改修について。

手・まめ・館は、農産物加工・直売所として、村内外の利用者に提供するサービスや地産地消の拠点として重要な施設であります。その施設も建物が老朽化しており、平成23年耐震診断の結果、耐震性能の一部に耐震改修の必要ありとの診断結果が出ていると聞いております。

その診断を受け、現在の状況や今後の対策、計画等、また改修となれば、現在地での改修となるのか、これを機会に別の場所に移転するのも併せて伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、青戸義之議員の1つ目、農産物加工・直売所、手・まめ・館耐震改修についてのご質問に対してお答えをいたします。

議員、ご承知のとおり、農産物加工・直売所、手・まめ・館は、農業の振興と高齢者の健康、生きがいを推進するまめで達者な村づくり事業の拠点施設として、旧鮫川幼稚園の建物を改修し、平成17年11月に開設をいたしました。

旧鮫川幼稚園は、昭和54年度の竣工の建物で、耐震基準が設けられた昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた施設であります。施設の老朽化に加えて、一部耐震補強を実施していないために、大規模改修や建て替えを検討する必要があります。

私は、令和5年度予算を編成するに当たり、6項目の事業方針を職員に示しました。その一つに、総合的公共施設の中長期的計画の着手を掲げております。施設の整備、更新、解体や処分計画、さらには施設の集約化を含めた総合的な計画を策定すべき時期に迎えていると判断したからであります。

今後、手・まめ・館を含めた各施設の適正配置や集約化、解体なども含めて、年度別整備計画や財政計画などを総合的に検討してまいりたいと考えています。

以上で、3番、青戸義之議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） 答弁、ありがとうございました。

ただ、耐震の改修必要ありという診断が出ているものですから、現在も実際、使っているわけですね。ですから、緊急性が多分にあるのではないかとも思います。長期的な計画もよろしいのですけれども、緊急性も必要だと思われまますので、いかがでしょうか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 耐震の指摘を受けた場所は、今、食堂のほうだそうであります。

その当時、調査をして、大きな耐震補強をするには多額な金額がかかるという試算がされまして、当時、鮫川村中心地活性化拠点整備計画の中で移転の計画を持ったわけですが、しかしながら耐震をして大きなお金をかけるよりも、造り直したほうがいだろうという判断で、この計画が立てられました。

それで、私が懸念していたのは、先ほど答弁にも、挨拶にも入れましたとおり、あそこにはトイレがあって、加工所と手まめ喫茶があります。それは、後から建てた建物なんですね。その3つの新設された建物は、まだまだこれからも使えるものであって、果たして手・まめ・館だけを別な場所に移転して、新たな道の駅構想というのが実はありましたけれども、そうするとあの場所は駐車場だけにするのか、館山と連動はどうか、既存の後づけで造った3つの施設の連動が全く無駄になると判断いたしました。

今後、建て替える時期というのも、先ほど答弁にも入れましたとおり検討いたしますし、当然、建物の鉄骨構造的には、手・まめ・館は鉄骨の構造らしいんですね。ですから、耐用年数といえますか、50年から80年の間ということではありますけれども、中は決して手・まめ・館のために建てた建物ではありません。もともと幼稚園を改修していますから、非常に使い勝手が悪いということと、衛生上も様々な問題が出てきておりますので、早急に計画を立てて、応急処置ではなくて、新設をしなくてはならないのかなということで、今年度からそういった計画に着手するということでもありますので、議員の皆様にも原案とか素案ができましたら、またご相談しながら、時期も選んでいきたいと考えております。

○議長（宗田雅之君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

先ほど、緑川議員からも質問がありましたように、中心地の活性化にも十分つながってくる施設だと思われます。ですから、今、村長さんが言われましたように、早急に計画して進めていってほしいと思います。

また、余談になりますけれども、今、食堂がちょっと休んでいますね。ですから、この食堂のほうも早く開店、また始まるように、よろしくお願ひしたいと思います。

では、引き続き2点目の質問をさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 今、3番、青戸義之君の一般質問の途中であります、ここで1時15分まで休憩します。よろしくお願ひします。

（午前11時48分）

○議長（宗田雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

○議長（宗田雅之君） 引き続き、一般質問を行います。

3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） それでは、午前に引き続き質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2つ目の質問です。

今後の農業経営課題について。

村内では、ほとんどの家庭が農業に携わっていると思います。私の住んでいる富田地区では、78戸のうち、約40戸が農業に携わっています。

しかし、米の値段が上がらないため、経費ばかりがかかってしまい、今後、持続していくことは困難であり、農業から撤退する家庭が増えることが予想されます。それに伴い、田畑の管理が行き届かなくなり、農地が荒れ、景観も悪くなります。新規就農者に対して助成金をしていくのも必要と思いますが、現在の農家が持続していける対策も講じなければならぬと私は考えます。

今後、村では農業に携わる農家に対して助成等、どのような対策方法を考え、進めていくのか伺います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、青戸義之議員の2つ目、今後の農業経営課題についてのご質問に対しお答えをいたします。

議員おただしのとおり、米価の下落に加え、昨今の肥料、農業資材の価格高騰など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増しております。

今後、高齢化や人口減少による担い手不足、耕作放棄地の増加が懸念される中、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の改正法が成立し、令和5年4月1日から施行されました。これまで、人・農地プランの取組として行ってきた地域の話し合いが、法律に基づく取り組みに移行します。名称も「人・農地プラン」から「地域計画」と改められ、令和6年度末までに地域の農業を持続させていくための方針として、併せて「目標地図」という農地1筆ごとの10年後の耕作者の計画を立てていくこととなります。

それを受けて、村では今年度、地域計画策定に向けた集落座談会も開催を予定しております。座談会では、集落ごとに将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどう集約していくか、農地を含め地域農業をどのように維持、発展させるかなど、目標地図の作成に向けた話し合いを行う予定であります。

議員おただしの農家に対する助成等につきましては、令和2年度と3年度、主食用米の消費の大幅な落ち込みと、米価下落の影響を受けた稲作農家に対する支援策として、稲作農家元気回復支援事業を実施、また令和2年度には、営農継続と耕作放棄地の発生防止を図るため、営農継続支援事業を実施し、農業用機械の購入費や農業用施設の建設費の一部を助成しております。

さらに、令和3年度は、令和4年産の主食用米生産農家を対象に、水稻次期作支援事業を実施したほか、ゆうきの郷土で生産した有機堆肥の購入及び散布費の一部の助成を補助しております。

昨年度は、燃料や物価高騰の影響を受けている水稻、または転換作物の耕作者に対し、営農継続を支援するために、元気な農業継続支援事業を実施、また配合飼料の価格高騰の影響を受けている畜産農家への負担軽減を図るために、配合飼料価格高騰対策支援事業を実施しております。

このほか、農機具等マッチング事業による農家の費用負担の軽減、エゴマ生産量の確保と遊休農地の解消を図るため、エゴマの買取りに対する奨励金の引上げ、畜産部門においては、優良牛整備増殖事業の補助額の引上げを行ったところでもあります。

今後の農家への支援につきましては、地域計画策定後の目標地図の実現に向けた国の支援策の活用と併せて、村独自の新たな支援策についても検討してまいりたいと考えております。

以上で、3番、青戸義之議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） どうもありがとうございました。

今、村長から話がありましたように、国のほうの対策というのも非常に大切かと思えますけれども、独自の自治体の対策は非常に大事になってくると思えます。今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

農業を基盤としている家庭が、非常にやっぱり鮫川村の場合は多いですから、十分に農家の皆さんが励んでいけるような対策を講じていただければ幸いだと思っています。どうもありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回、最初の議会であります。前回、臨時議会の際に当選させていただいた御礼を申し上げましたので、今回は以前と変わらず初心に戻って、4年間の任期を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、通告いたしました第1点、公約について。

村長1期目公約の環境公社設立、事業協同組合の設立を図り、5年度当初運営開始への構築に対する説明責任を果たしていただくべきと考えるがいかがか、お尋ねを申し上げます。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1つ目のご質問、公約についてにお答えをいたします。

環境公社につきましては、平成28年3月に、議会の承認を得て策定した第4次鮫川村振興計画や第1期及び第2期の村総合戦略に記載されているものであります。

村といたしましては、環境公社設立に向けて慎重に検討を重ねていく中で、資本金や運転

資金、人員、車両、機材の確保、許認可関係など、すぐには解決することが困難な課題があることが判明いたしました。

また、村内20事業者を訪問し、ご意見を伺ったところ、人手不足の中において持続可能な経営が可能であるのか、またシルバー人材センターや民間でできることは民間で行うべきではないかなどのご意見をいただきました。

これらのことを踏まえて、令和4年10月の村議会全員協議会において、環境公社設立の前に、国や県の財政支援等を受けられる特定地域づくり事業協同組合の設立や、村内外のボランティアによる仮称草刈り応援隊についてご説明をさせていただき、議員の皆様からご承認をいただいたところであります。

また、村議会12月定例議会における遠藤貴人議員からの質問についてもお答えをさせていただきました。

昭和62年3月に制定された村民憲章の一番初めに、「自然を親しみ、環境を整え、美しく住みよい村をつくりましょう」と掲げられております。村の美しい環境を守り、次の世代につないでいくこと、これは村民の総意であります。高齢化と人口減少が続き、村の自主財源の減少が見込まれる中で、村民の皆さんにとって大きな負担とならないように、経費や人員の面からも、現時点において考えられるよりよい手段の一つとして、環境公社設立の前に、まずは特定地域づくり事業協同組合と仮称草刈り応援隊を選択したものであります。

なお、特定地域づくり事業協同組合につきましては、制度上、村が組合員になることができないために、引き続き県とともに、組合設立を希望する民間事業者に対して支援を行っているところでもあります。

以上のことにつきましては、議会における説明のほか、先日、村内7か所で開催した地域懇談会をはじめとした各種会合にて、お話をさせていただいているところでもあります。

以上で、9番、前田武久議員からの1点目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） これは令和3年3月、昔、設立した振興公社の解散というようなことで、それから環境公社に移ったわけですね。それで、渡邊直樹前副村長がリーダーとして頑張って立ち上げたわけですが、その間、6回の協議を重ねたわけですね。それで、令和4年に渡邊副村長から、現在の鈴木大介副村長に替わりまして、環境公社の設立に向けた準備委員会というのを設立。その準備委員会の経過については、前回、今、村長が申し上げましたとおり、おおよその説明はあったのですが、具体的な説明、回数たびの協議の内容で

すか、そういうものに対しては詳しくは我々議員には説明がなかったような気がするんですよ。

それで、今回、新体制に変わっているわけなので、現在の議員、同僚議員たちにも分かるようにご説明を願いたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） おっしゃるとおりであります。5名の方が新しく議員におなりになりました。

環境公社は、総合戦略の中にもうたっておりましたが、その後の経過、環境公社を立ち上げる前に、まず特定地域づくり事業協同組合と、そのものがなかなか分かりづらいものがありますので、その経過と組合の内容につきましては、鈴木副村長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） ただいま前田武久議員からお話のありました環境公社の設立に向けた検討の経緯について、改めて説明させていただきます。

令和4年度に入りまして、まず本当に環境公社が必要なかどうかというところをはじめ、もう一度検討し直したところでございます。

その前段につきましては、令和3年度中に、前副村長が群馬県の上野村というところへ赴きまして、そこで環境公社設立の実態を調査してまいりました。そこで判明いたしましたのは、多額の費用がかかると。ただ上野村に関しましては、水力発電を自前で持っているということで、それで約20億円の収入があるということで、その収入を充てまして環境公社の運営費に充てているということが判明いたしました。

翻って、我が村に置き換えてみますと、まずその固定的な経費を誰が負担するのかというところが、まだ議論途中のまま進めてまいったところがあったかと思えます。

そのことを踏まえまして、まず庁内の中で複数回、検討会を重ねました。そこで大切にさせていただきましたのは、持続可能なかということと、あと村民の皆さんが本当に必要としているかということを重ねてまいったところでございます。

その際に、我々のほうで試算を出ささせていただきました。まず設立にかかる経費といたしまして、年間で、1年目になりますと4,000万近くかかるであろうということが判明いたしました。

内訳といたしましては、約900万円が経常経費ということで、総務の職員1人を雇う経費

と、それに付随しまして、例えば建物ですとか、電気代、ガス代、水道代、あとパソコン購入ですとか、あとは車両、公用車を使えなくなりますので、その車両の購入経費とかということで、最低でも900万円はかかるのではないかと。このほかに、人を雇う経費というものがありまして、合わせますと4,000万を超えてしまうと。

ただ、ここには、環境公社で仮に草刈りを行うとなった場合の機材が含まれておりません。さらに、この機材を購入する費用がかかる、もしくはレンタルする費用がかかる。あとは機材が壊れた場合に、それを修復する費用はどうするのか、捻出できるのかというところを検討を重ねて、さきの10月の全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。

これを踏まえまして、村内の20の事業者を訪問いたしまして、意見交換のほうをさせていただきました。

訪問した先の皆様から伺ったお話ですと、先ほど村長の答弁にありましたとおり、まず民間でできることは民間ですべきではないかと。あと、シルバー人材センターがあるので、まずはその力を借りるべきではないか。あとは、この事業が継続できるのかと。草刈りという収入がそれだけに固まってしまう中で、果たしてそれだけの収入だけで環境公社の経営を継続できるのかということ、皆さんからご意見を伺ったところでございます。

そのことも踏まえまして、もう一度、事務局のほうで整理をいたしまして、現在に至ったところでございます。

ですので、環境公社につきましては振興計画、そして総合戦略に記載されているものでございますので、今すぐやめるというものではございません。村長の答弁にもありましたとおり、まずはそれを設立する前に、今できることから始めようということでございまして、特定地域づくり事業協同組合と仮称草刈り応援隊の設立について検討いたしたところでございます。

なお、特定地域づくり事業協同組合につきましては、その経費の約半分が国・県からの補助を受けることができるというものでございます。

具体的な事例を申し上げますと、例えば会社があったといたします。会社があって、その経費の半分が国・県からの補助が受けられるもので、残りの半分を事業者が負担するというものでございます。

特定地域づくり事業協同組合につきましては、過疎地域で設立することができる人材派遣会社でございますので、人材派遣を受けた会社、人材派遣を要請した会社さんが経費を支払うところと、あとは国・県の補助で合わせて特定地域づくり事業協同組合というものを運営

していくようになるものでございます。

以上のことをもちまして、まずは特定地域づくり事業協同組合と、今年中に設立を検討しております村内外のボランティア、仮称草刈り応援隊の設立について、今、検討を進めているところでございます。

私のほうからは以上になります。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 説明ありがとうございました。

今の特定地域づくり事業協同組合ですか、それに対しては、これができる可能性があるのかどうかなんですけれども、令和4年当初から運営開始、設立開始というのは答弁されておったと思うんですね。

それで、先ほど10番議員から質問あった中心地活性化事業、それは令和5年あたりに具体化して運営を図るといような村長答弁だと思ったんですけれども、とにかく名称がいろいろ、何か環境センターとか特定地域づくり事業協同組合とか、いろいろ3つも4つも出ておるので、こんがらがって、我々ちょっとどれが本当の正式な事業名なのか分からないんですよね。どれを主体としてやるのか分からない。そのことに対して、ちゃんと区分けして説明をしていただきたい。

10番議員に対しては、令和5年には村づくり推進室ですか、それを設立して進めるというのは、先ほどの答弁と承ったんですけれども、それらを本当に設立して運営できるのかどうか。

それから、その事業協同組合も国から半分運営費が出るというようなことで、何とかそれを実現したいというような話で、今、答弁されておりますけれども、確実性がないんですね。前に言ってきた設立の約束された年月は、とうに超えているわけですよね。超えているにもかかわらず実現されていない。それに対する説明がない、なかったわけですよね、今まで。

そういうふうな経過ということであって、確実性のあるような答弁というのは、我々には示されてこなかったということでもありますので、その辺を、本当に実現できる見通しの立てられるような答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 先ほど、総合戦略の中での村づくり推進室が進めようとする村全体的な今後の10年後の計画づくりは、今までどおり第4次振興計画と総合戦略を1つにして、今

年度、そしてまた来年度が最終年度でありますから、そこで検討したいというのは、一つの村民の皆様の声を聞きながらやるというのはもちろんであります。

その中の総合戦略の中の一つの手段として、村を美しく保ちたいという中で、平成28年に総合戦略の中で打ち出されたのは、環境公社のプロジェクトというのが打ち出されました。その環境公社を立ち上げる上で、これは村の中が非常に環境がよくなるんだと。支障木とか、それから今、大変耕作放棄地が増えてきて荒れている中で、環境公社が稼働すれば村の中はきれいになるだろうと。私も議員のときにもそう思って、これは推進すべきと思ってきました。

先ほど副村長から説明あったように、その公社を設立するというときには、間違いなく1つの会社をつくるわけですから、ハードルが結構あることが分かってきました。

それと、もう一つは、村内の事業者を守らなくてはならないという2つ目の問題が出てきました。20社というのは、村の企業連絡協議会の中の20社のご意向を聞きながら、前渡邊副村長、そしてまた鈴木大介副村長を中心として係とでヒアリングする中で、そういう支障木とか何かでしたらば、我々持っている機械ありますよね、各建設業者も持っています。林業業者も、実は持っているんですね。そこが分かってきて、1日当たり幾らだという、そういう除雪のような契約をすれば、我々でも支援できますよということが分かってきました。

そこで環境公社を立ち上げて、同じような機械をリースするのか買うのか、それよりも今ある事業所に契約でそういったハードな事業、非常に困難な事業は、これは委託したほうが機械を持つよりも非常に人を使うのに楽であるということで、そういったもろもろも先ほど説明したとおり変わってきたわけであります。

それで、やはり調べてくると、シフトを変えなくてはならないということがあります。このまま真っすぐ行って失敗するよりも、こんな方法はあるのかなというところで、目的は1つです。美しい村をつくるということは1つですけれども、しかしながら、こういう方法があるなということで矛先を変える、方向性を変えるのも1つ大きな我々の仕事であります。

これはなぜかという財源ですね。お金がどこまでかかるんだという問題を、どうやって軽減するかというのが大きな問題でありましたから、これは私も総務省まで行きまして、事業協同組合の仕掛けを、キャリアの方からも説明を受けて持ち帰りました。また、先進地も視察をして、山形県の先進地も視察して、その中の仕掛けづくりがよく分かってきたということで、そのように切り替えていくわけではありますが、国のお金を頂くわけですから、計画性がないとならないし、それ実効性がなければ国は簡単にお金を採択はしませんので、今

その準備を進めているところであります。

最低4社の事業所があれば組合が設立できるということでもありますので、今どのぐらいの会社が興味を示しているか、後でお聞きいただきたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） 村長の答弁に併せまして、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、環境公社ではなくて特定地域づくり事業協同組合につきましては、現在、複数の事業者さんが協議を進めているところでございます。

この事業者数につきましては、今4から6ぐらいだというふうに聞いておりまして、そこでの話合いがまとまれば、村として設立に向けた支援ができると。要は組合ですので、事業者の皆さんが設立するという設立趣意書も含めてつくっていただくというところがないと、村として支援ができないという状況でございます。趣意書をつくっていただくというのは勝手につくってくださいというわけではなくて、きちんと合意形成ができるという意味でのつくっていただくということになります。

あと加えまして、先ほどお話がございました中心地域活性化協議会との多分違いということで、武久議員からお話があったかと思うんですが、中心地域活性化協議会のお話につきましては、特定地域環境公社はまた別物でございます。

10番の緑川議員のときに、村長からお話しさせていただきました令和5年度に策定委員会というお話でしたが、これはあくまでも総合戦略の中における中心地域の協議を行っていくというものでございますので、お話しさせていただきました特定地域づくり事業協同組合とは、また別物ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 総合ビジョン戦略の中での平成28年あたりに、環境公社の設立というのがうたってあるということは、私も承知しております。

そういうことでもって、前の振興公社の準備室が出来上がって、令和3年にそれが解散された。それまでに数十回の会議が持たれたと思うんですね。役場職員が、一応協議委員というような形になってきて、我々それにもずっと関わってきたんですけども、当然、振興公社に向けての実現はできなかったということで、環境公社に入れ替わったというような経過、それは分かりますけれども、実際、鮫川の今の荒廃している農地の保全とか、それから

環境保全に対しては今現在、もう即進めないと間に合わないんだからね。もうただ構想、見学ばかりで、それをいつやるんだかも分からない、実現もできないのでは、何の意味もないと思うんですよね。

鮫川も中山間事業でもって何とか維持していますけれども、これももう限界に達しているということで、もう荒廃は目に見えている。それから、限界集落も目に見えているというような状態でもって、村長1期、間もなく終わるわけですがけれども、村長が当初から進めてきた戦略が、全然、もう話だけで終わっちゃうということでは、やっぱり村民もやるせないというような気持ちで、なかなか村長に対して期待が持てないと思うんですよね。

何とかこれを実現するには、もう2期目に入るんですから、それらのしっかりした基本方針を村民に示すべきだと思うんですよね。これ、いつまでも言い訳を語っていても事業協同組合に投資する事業所もない。まして、先ほどの事業協同組合なんかは、建設業は参入、参加できないというような条件が入っているわけですからね。

今の村長の答弁では、環境公社を設立するに当たって、事業者の中で機械とか何かを持ち合わせするものに対してを参入させて、何とか運用を図りたいというような考えを持っている構想は聞かされましたけれども、それではもう今の急を要する時期に間に合わないということで、私は申し上げているわけなので、もう本当に1期4年終わったのですからね、ある程度確約したものを我々にお伝え願いたいと思うんです。

もう一度、答弁願います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 目的は、やはりうちの村の里山のこの原風景というのは最大の財産だと思っておりますし、ご指摘のとおり、年々遊休農地が荒廃しております。これをどうやって解消するのかということは中山間地域等直接支払制度の導入、さらには集落の皆様が懸命に汗を流して地域間を保全していると。しかしながら、地域の皆様の力、それから中山間だけでは手が届かないところがあるのは現実であります。

先ほどから話をしていますとおり、環境公社を立ち上げて、別会社を立ち上げて保全活動していくということ以前に、村内の事業者を守らなくてはならないということがあって、支障木、それから荒廃する農地、こういったものをどうやって環境保全していくのかというのは、これから大きな課題になります。どこのどの景観保全をしてもお金がかかっていきます。

今、一つの案とすれば、今回、太陽光発電の青生野の発電が始まりました。17年で約6億8,400万円の売電価格の3%を、村がお預かりすることになります。それを基金として積み

立てるといふことではありますが、その中の一つとして農業振興、さらには村の環境保全という大きな目的の中での基金でありますから、初年度から1,000万ずつ4年間、その後金額が増えるわけなんですけれども、そういった基金もうまく活用しながら、全部使うわけにはちょっといきませんけれども、村の環境を守るために、大字区の中での重点地域、環境保全をしなくてはならない重点地域を指定しながらも、そういった基金の活用も必要なのではないかと、新年度以降、行き届かない部分があります。村道筋、県道筋にもたくさん遊休農地、あと支障木で業者さんをお願いしないとできないような、そのような村所有ののり面もありますから、シルバーセンターとうまく連携を取りながら環境を守っていきたく、このように考えております。

また、特定地域づくり事業協同組合の登録された人員の2割は、そういった環境保全に使っていいという国のそのようなお墨つきといいますか、2割の労力はそのような環境保全に使ってもいいということがあります。ですから、そのようなものを使いながら、年次計画をもって、きれいな村づくりを推進していきたいなと思っております。

さらには、ただいま5名の議員の方々方が新しくなりました。今後、定期的な勉強会が開催されるということであるとすれば、そういった中で資料をもって詳しく事業協同組合の仕掛け、そういったものも併せてご説明をさせていければなど。なかなか分かりづらいところがありますので、福島県内でも南会津でしたか、金山とか向こうでも使っておりますし、山口県あたりは、非常に各町村が多く国のこの支援、事業協同組合のこの制度を使っておりますから、私どももせっかくある国の制度をうまく、自己財源をできるだけ支出するのを抑えながらも、そういった人手不足の事業所のお手伝いと、さらには村の環境を守っていきたくなとと考えております。

以上でございます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 過去、掲げておる各事業を速やかに実現できるような、そういう努力を早急に図っていただいて、我々に示していただきたいと思っております。

今、即答できないというような答弁でありますので、これで1問目に対しては終わりたいと思っております。

次、2問目、無償貸与施設（旧交流施設）について。

令和4年度以降、無償貸与施設（旧交流施設）への維持費と関連予算が一般会計から支出され、有効活用されていると思われるが、その支出額と活用、運用状況をお伺いします。

なお、資料を提出いただきましてありがとうございました。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2つ目、無償貸与施設（旧交流施設）につきましてのご質問に対してお答えをいたします。

議員ご承知の通り、令和4年4月1日付で民間事業者との間で公有財産無償貸付契約を締結し、1年2か月が経過したところであります。

貸付物件は、旧交流施設の土地と建物で、施設の維持管理費用については、村事業者の負担区分を明確にし、それぞれ支出しているところでもあります。

ご質問の村関連予算の支出状況につきましてお答えいたします。

令和4年度は、消防設備点検業務や浄化槽維持管理費業務の委託料、自動体外式除細動器、AEDの借料、それから火災保険料のほか、貸与する時点で不具合のあった設備の修繕費などを支出しております。

なお、支出額の内容につきましては、事前資料提出として、資料としてさきにお渡ししたところでもあります。

以上で、9番、前田武久議員の2つ目の質問に対する答えとさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 交流施設の経費ですけれども、資料提出いただきました中で、私、令和2年度の決算書も見てきたんですけれども、それと同じく支出されているような状況が見受けられております。

それで、その中で、今、村長が言われた自動体外除細動器借料、これらについては、これは村でやっぱり当然負担すべきものなのかどうか、これは返すことはできないのかどうか。

それと、光熱費なんですけれども、これは電気料ですね。電気料もやっぱり村で負担しなくちゃならないですかね。以前の特別会計の支出分と全然変わっていないんですけれども、それで差し支えないかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） AEDは緊急のときに、ばこんとするやつなんですね。村の施設に前々から借料としてあったものですから、これは計上させていただいて、議会も承認はいただいたところなんですけれども、水道光熱費の3か月使用分につきましては、電気料は当然向こ

うが、貸している相手が払うべきものでありますから、この中身については、3か月分という内容につきまして、担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

お示しさせていただいたこの資料の光熱水費の電気料、こちらは昨年4月からの貸付契約でございます、この電気料については昨年3月分が含まれているということで、これ1か月分です、それ以降は事業者の負担となっております、3年度分の3月分が含まれておるということで、それは村で支出しまして、それ以降は事業者で支払っております。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 需用費の中の修繕料ですけれども、この内容、内訳、これについてお聞きします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 修繕費の77万5,610円につきましては、この内容につきまして、課長から詳細を説明を申し上げたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

この修繕料につきましては、貸付する時点で、ボイラーの不具合というか、そういうものがございましたので、そちらを修繕した上で貸付する際の修繕した経費でございます。

それから、消防設備点検で指摘された誘導灯、そちらを村支出分としての経費でございますので、そちらを支出したものでございます。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 77万かかったボイラーの修繕の内容を、それと通告してありますこの星氏が経営している法人の経営内容ですか、これはあんまり干渉はしたくはないんですけども、いかに村での公費を負担しているその見返りとして、どれだけの村に対しての還元効果があるかという、そういうことに対してもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） オープンしてから、星氏個人のラジオスターという会社から法人になりまして、議会の承認をいただいて契約を更新したわけではありますが、1年2か月間であり

ます。

オープンしてすぐにコロナの蔓延ということで、なかなか宿泊客も、当然移動が自粛されたということもありまして、宿泊者がなかったというところではありますが、こちらから定期的に経営者の状況を聞かせていただくためにも足を運んでおりました。

5月の連休のときにもお伺いしたり、先般もお伺いして、経営状況ということ、どれぐらいの利用客あるのかなということで調べをしてきましたが、その詳細につきましては、大変中身を見ると利用客が少ない状況でありました。

なかなか経営も大変だなと思っては推察しましたが、村としても、いろんなイベントとか特別の事業を打ち出すということであれば、広報媒体に載せてPRもさせていただくこともやぶさかでないという話を代表者には話してきたところではありますが、その利用状況につきましては、担当課長の方からご答弁をさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

現在の利用状況ということでしょうか。

○9番（前田武久君） いや、1年間の利用状況を把握したいと思うんだけども。

○農林商工課長（舟木正博君） 先ほど村長が答弁しましたとおり、コロナ禍の中で、なかなか集客が難しいという状況があったようです。それで、昨年7月にプレオープンみたいな形で始まりまして、正式にはグランドオープンが9月ぐらいだったようです。

その後、月に何件かの問合せとか、そういうものがあつたようですが、その後、またコロナが蔓延していたということで、数か月間休館していたようです。

それで、今年の5月に入って、高校生の合宿といいますか、そういった受入れが5月のゴールデンウィークにあつたようですが、それ以外の利用は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） そういった心配な管理状況なんですよね。あの周辺、かなり荒廃が目立つというように、周囲の住民たちから聞かれるんですよね。

それで、せっかく、村長も言われたように、1億円もの高価なものを貸し与えて管理してもらえないようでは、これはね。

それとあと、村長、前に私に約束しましたね。星氏が鮫川の住民になるかどうかと。住民票とか何か閲覧ちょっとできないから、私、直接本人に聞いて、本人が教えてくれれば報告

しますというようなことで、それっきり全然、村長は私に報告も、議会に報告もなかったからね。

多分、星氏は、鮫川に住民票がないんでしょう。私は、ちょっと間を通して聞いたんですけども、今年の4月までは住民票がないというふうに、私は確認しておりますけれども、その辺どうなっているんですか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 星氏は、住民票はないと思います。本人に確認しましたところ、矢吹町にお住まいの方だそうであります。どこにお住まいになるのかというのは、ちょっと個人情報ですから、私もその先にはお聞きしませんでしたけれども、冬期間はどのぐらい寒いのかということで、12月から2月ぐらいまでは、そこに実際住んでいたようでありますので。

それで、要はボイラーの冬期間の管理、そういったものが行き届かないと、また故障が起きると。引渡しをしてお貸しした以上、ただ夏場はいいとして、冬の凍結ですね。これでボイラーが故障をするということもあって、引継ぎのときには、冬の管理をきちんと、水抜きをしないとならないですよということで、認可証を与えて引継ぎをしたということで、本人は冬に住んでいたようであります。想像以上の寒さだと言っておりましたがけれども、お住まいは本村でないことは間違いないです。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 鮫川には、住民税も一銭も納めていないという方に無償貸与ということで、これだけのトータル139万2,000円ですね。これは6年契約という、総額幾らになるかは、はっきりすると思いますが、これだけの金を無償貸与して管理もおぼつかないようにあの施設を維持されたんでは、せつかくの鮫川の納税されている住民の誠意が届かないと思うんですね。

何のために貸し与えておるのか、村民が納得できないと思うので、これは執行者側で、もう少し村に誘客を図るような、村に恩恵を与えるような、そういう施設の運営を図っていただくように、ぜひとも早急に進めてもらいたいと思いますが、村長どうですか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 確かに、この前、行ってまいりましたが、やはり周りが管理されておられません。口頭で話をしました。

もう一つは、住民の方々が、どうしても集まる場所があな地区にはなくて、そしてあいつた施設を集まるサロンの場所として使いたいというお声も届いておりますから、それも併

せて本人に伝えてまいりました。周りの整備も含めて、そしてお隣の進士さんとかあと三瓶さんの奥様なんかにも大変お世話になっている話をされておりましたし、やっぱり地域とコミュニケーションが取れないと、施設だけでは皆さんからかわいがっていただけることもできないですよという話は、本人にしてまいりました。

今後、また状況を把握しながら、そういった指導も含めて足を運んでみたいと思っております。指導していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） この無償貸与に対しては、私も前から疑念を持ったんですけれども、これはやっぱり契約条項に反するような気がするんですね。

これは見直しを図るべきだと思うんですが、村長、それに対してどう考えられますか。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 契約条項というのは、約束した契約書があります。

その中には、定期的な村の経営状況とか利用状況の調査、そういったことを拒んでいるということがあると契約違反ということになりますから、違反をした場合には、相手と協議をして契約解除ということもあり得ます。

ですから、そういった条項がありますので、そこにのっとりながら、今後、契約を解除することよりも、あそこを使っていたくようにまずは指導していきたいなど。どんどん活用していただくように。

ほっとはうすは、村の顔でありますから、結びができたにしても、ほっとはうすは鹿角平のキャンパー、そしてまたあの周辺の方々が利用できるような施設として使っていただくことが一番望ましいことで、そのような条件としてお貸ししたわけでありますから、そういった指導も併せてしていきたいなどと思っております。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 2番については終わります。

次に、3番、公共施設借地について。

借地解消に向けた交渉を積極的に取り組む姿勢を就任時に示され、結果を期待しておりますが、その成果についてお伺いをいたします。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の3つ目の公共施設の借地についてのご質問にお答えをいたします。

借地の解消は積極的に推進すべきものと考えておりますことは、皆さんご承知のとおりであります。

私は村長に就任以来、直接、地権者宅を訪問するなどして、今後も必要とする土地の買収等について積極的に交渉させていただいております。買収に関わる交渉の中では、まずは感謝の気持ちをお伝えしながら、村の財政的な状況なども説明させていただいておりますが、地権者の皆様の様々なご事情もあって、買収、売っていただけませんかという、そのような交渉にはなかなかよいお返事をいただけないのが現状であります。

その一方で、一部単価の引下げや契約期間の短縮などに合意をいただいておりますので、今後も誠意をもって積極的に交渉に臨みたいと考えております。

また、総合的公共施設の中長期的な計画を検討する中で、施設の集約化や解体などで借地としての目的を達成した土地の返却につきましては、更地にできる見通しが立ったものから、順次、返還の交渉をしてみたいと考えております。

以上申し上げ、9番、前田武久議員の3つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） この件については、村長が就任時に、私は明日からでも毎晩全戸回って交渉に入るといような約束をされて、私も感動したわけなんですけれども、借地の件数はかなりありますね。それと、長年懸案であった利下げ交渉とか買収交渉ですか、それは全然、なかなか進まなかったというのが現状であって、これは交渉に当たる側にすれば、大変な作業であるというふうに私も感じております。

それで、前田地区は令和9年にはもうほとんど解消されると思うんですけれども、それ以外の1反歩12万くらいの借地料を払っている箇所が数か所あると思うんですよね。そういうものは、今の地価とか相場からいって、やはり村でもって公共施設をそのまま維持して地代を払っていくということが、なかなか今の財政難からいって難しい。これは解消しなくちゃならないというふうに私は思っております。

それで、なかなか公共施設というのは、半永久的な建物を建てたりなんかして、すぐ更地にして返すというわけにはいかないもので、そういうふうな弱みもあるわけですが、ほとんどもう耐用年数も迫ってきているような施設、箇所がかなりありますね。

だから、そういうこともやっぱり一つの説得策として交渉を進めれば、何とか解決を図れるんじゃないかというふうに思っているわけで、村長、その箇所を何か所回ったか。私に議会で約束した、明日の晩からでも毎晩、もう私は交渉して歩くというような、その交渉の内容を、その借地権を持っている方の意向とか、そういうものを十分聞き及んでまいられたと思うので、その内容等をお聞かせ願いたい。

もし、村長で無理ならば、私たちが応援すると前に申し上げたと思うんですね。でも、全然声がかからないし、うまくいって、これ交渉は済んでいるというふうに、私は4年間思ってきたんですけども、今の答弁ではあまり解消されていないというようなことでありますので、何か村長の誠意が届かないみたいな感じで承りましたので、その辺の内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 私からは、ちょっとさくりと言いますから、いいですか。

まず、本村の施設で借地しているのは多数ございます。

その中でも非常に金額が大きいのは、さぎり荘の跡地とさぎり荘の一角、それからゲートボール場のあの一角であります。そこにつきましては、2年度にまたがって、ちょっと遠いところの方なものですから足を運んで交渉をさせていただきました。しかしながら、10年契約というところを5年にはしますけれども、私どもも様々な状況がありますから、今の状況ではお売りできませんという丁重なるお返事をいただいたところであります。

それと、あとさぎり荘周辺には何人かの地権者の方がいらっしゃいます。これは村内の方であります、その方にも自宅に行って交渉を申し上げましたけれども、なかなか昔の経過がありまして応じるわけにはいかないと。

さらには、今、本村にはいませんが、地権者の方はもう1人いらっしゃいます。富田の方ですね。この方についても同じような返事をいただきました。

さらには、こちらの昔の石山の件。これも代表者の方に足を運びました。

しかし、私たちの代といいますか、なかなか次の世代になれば応じるかもしれませんが、売るとかそういった交渉にはなかなか難しいと代表者の方々からは言われましたが、ちょっと世代交代になっている地権者のところもございますから、これについても、あそこも5年契約ですか、これにつきましては、年度、契約年数が入る前に、さらに諦めないで交渉には行かせていただきたいと思います。と思っております。

そのほか、細かいところもございすし、また公共施設あります。目の前の公民館とか、

民俗資料館もございますが、そういった方々の地権者は世代が変わりましたけれども、新しく地権者の方が変わったと思いますが、なお契約年数がぎりぎりまでいかない前に交渉したいなと思っておりますし、あともう一つは、ゲートボール場もお借りしているんですが、将来的にゲートボールの人口がこのままずっと推移するののかということもあって、グラウンドゴルフにどうしても高齢者は移行しているという状況があって、今のところ使っていますけれどもね。

そういった利用状況って一体どうなのかなということも視野に入れながら、本当にあの敷地が必要なかどうか、村でトイレは設置してありますけれども、そういったことも含めて、将来を見据えた中で交渉に当たりたいと思いますし、利用状況、間違いなくその土地が村にとって本当に必要なかどうかということ踏まえて、交渉に臨みたいと思っております。

諦めないで、契約年数というのが最低5年で、10年のところを5年にさせていただきましたから、10年間交渉できないものを今度半分にしたので、さらにその時期が来る前に足を運んで、根強く諦めずに交渉していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 借地問題に対しては、本村の財政改革にもつながりますので、これはひとつ本気になって取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宗田雅之君） これで一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩します。

（午後 2時16分）

○議長（宗田雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

◎報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（宗田雅之君） 日程第5、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第2号から報告第3号までの2件につきまして、ご報告させていただきます。

初めに、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業は2ページに掲載の一覧表のとおりであります。

さきの議会でご議決をいただきました4事業7,986万8,000円のうち、6款農林水産業費、2項林業費、ふくしま森林再生事業4,772万8,000円など、4事業7,872万2,000円を令和5年度に繰り越したものであります。令和5年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期してまいります。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

令和4事業年度の事業報告及び決算報告書並びに令和5事業年度の事業計画につきまして、議案書4ページから11ページに記載のとおりであります。

以上で報告第3号から報告第4号までの報告とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号から報告第3号までの報告を終わります。

◎議案第41号～議案第43号の上程、説明

○議長（宗田雅之君） 日程第7、議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例までの3議案を一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第41号から議案第43号までの3議案について提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開き願います。

本案は、鮫川村奨学基金に対し寄附がありましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の13ページをお開き願います。

議案第42号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

令和5年度の国民健康保険事業の所要額見込額が確定したために、国民健康保険税の按分率などを定める条例の一部を改正するものであります。

お手元の議案要旨の最後のページ、国保税関係資料を併せてご覧ください。

令和5年度の国民健康保険税按分率の確定に当たりましては、被保険者1人当たりの税負担を抑えるために、県が参考に示す標準保険料率ではなく、村独自の保険税率を採用しようとするものであります。

この結果、対前年度比で、医療給付費分で均等割につきましては200円の引下げ、平等割が500円の引下げ、所得割は0.25%引上げとなり、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たり負担額で2,087円の減額、1人当たりの負担額では218円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、均等割は100円の引上げ、平等割は前年比と同額、所得割が0.13%の引上げとなり、一般世帯では1世帯当たりでは269円の増額、1人当たりの負担額では715円の増額となります。

介護給付金分では、均等割では1,000円の引下げ、平等割では500円の引下げとなりますが、所得割が0.07%の引上げとなり、1世帯当たりの負担額が149円の減額、1人当たりの負担額では460円の減額となります。

これらの条例改正案の基となる保険税率につきましては、5月31日に開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関わる協議会に諮問し、適当である旨の答申を得ているところでもあります。

次に、議案書の15ページをお開き願います。

議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例についてのご説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受けて、人事院規則において国家公務員の防疫等作業に係る特殊勤務手当が廃止されたことから、本村においても新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する特殊勤務手当を廃止しようとするものであります。

以上で、議案第41号から議案第43号までの3議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第44号～議案第48号の上程、説明

○議長（宗田雅之君） 日程第10、議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第44号から議案第48号までの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計の補正予算につきましては、政府のコロナ禍におけるエネルギー、食料品価格等の影響を受けた低所得世帯を支援する事業として、臨時特別給付金の給付に要する経費及び消費を下支えするための商品券の発行などに要する経費を計上いたしました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定のほか3会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費の内訳等につきましては、議案書及び令和5年度歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（宗田雅之君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページから20ページ、令和5年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算総額に28億9,137万4,000円に対しまして、今回5,405万7,000円を増額し、補正後の予算総額を29億4,543万1,000円とするものであります。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金3,112万円の増額のうち、3,066万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

一番下になりますが、15款県支出金、2項2目2節児童福祉費補助金29万7,000円の増額、同じく3ページに移りまして、7目1節教育費県補助金52万8,000円の増額につきましては、園児送迎バス及びスクールバスの車内置き去り防止装置の整備に充てるため、県補助金を受け入れるものでございます。

17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金及び同じく3目1節教育費寄附金の増額につきましては、棚倉町在住の一般の方からの寄附金を受け入れるものであります。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金680万円の増額につきましては、14款国庫支出金でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と合わせて、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対しまして、消費を下支えするため、まめな暮らし応援商品券事業を行うための経費に充当するため繰り入れるものでございます。

一番下でございしますが、21款村債、1項6目1節緊急自然災害防止対策事業債1,490万円の増額につきましては、真坂川支流護岸整備事業に充当するため借り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開き願います。

まず、各科目に計上されております2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係る各補正につきましては、主に今年度の職員の定期人事異動などに伴う補正となっておりますので、以降説明は割愛させていただきます。

2款総務費、1項6目7節報償費、表のちょうど真ん中ほどになりますが、42万8,000円

のうち地域振興団体報奨金30万円の増額につきましては、村に対する寄附金を指定先の団体に交付するため増額するものでございます。

同じく7節さめがわファンクラブ報償品12万8,000円の増額、同じく12節委託料142万6,000円のうち、さめがわファンクラブ運営等業務127万6,000円の増額につきましては、役場組織の見直しによりまして、事業の主管課が変更になったため、7款1項3目観光費から予算の組替えを行うものであります。

また、18節負担金、補助及び交付金、全体で105万2,000円の増額につきましても、役場組織の見直しによりまして、6款1項1目から予算の組替えを行うものでございます。

2款1項10目臨時特別給付金給付事業費の18節負担金、補助及び交付金690万円の増額につきましては、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、臨時特別給付金本体として、また10節需用費9万2,000円の増額、11節役務費6万9,000円の増額、12節委託料44万円の増額につきましては、臨時特別給付金の給付に要する事務経費であります。

6ページが一番下から7ページにかけてご覧いただけます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、27節繰出金449万9,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定に係る人件費の減額などによるものでございます。

また、同じく4目介護保険事務費、27節繰出金172万2,000円の増額につきましては、介護保険特別会計に係る人件費の増額によるものでございます。

同じく3款2項4目認定こども園保育部費、17節備品購入費11万円の増額につきましては、歳入の17款寄附金を財源といたしまして備品を購入するものでございます。

同じく5目こどもセンター費、8ページをお開きいただきまして、14節工事請負費、施設整備工事費230万3,000円の増額につきましては、防火シャッターの危害防止装置の取付けに要する経費及び非常用照明器具の交換工事に要する経費でございます。

同じく17節備品購入費33万2,000円の増額につきましては、県補助金を活用した園児送迎バスに取り付ける車内置き去り防止装置の購入ほかに要する経費でございます。

4款衛生費、1項4目27節繰出金179万4,000円の増額につきましては、簡易水道事業に係る人件費の増額によるものでございます。

9ページをご覧いただけます。

6款農林水産業費、1項3目7節報償費62万8,000円の増額につきましては、大豆加工品のPR消費拡大を図るため「達者の味噌」を各世帯に配布するための経費でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

7款商工費、1項1目12節委託料3,160万円の増額につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村民の家計消費を下支えするため、まめな暮らし応援商品券事業を行うための経費でございます。

11ページをお開き願います。ご覧ください。

8款土木費、2項1目14節工事請負費234万5,000円の増額につきましては、村道各路線の小規模な維持補修工事に要する経費でございます。

同じく2目道路新設改良費、12節委託料233万円の増額及びその下の14節工事請負費1,257万6,000円の増額につきましては、大字赤坂西野字石ノ花地内の真坂川支流の護岸工事に係る設計業務及び工事に要する経費でございます。

同じく3項住宅費、1目14節工事請負費200万円の増額につきましては、村営住宅の浴室の排水設備に不具合が生じていることから、これらの設備の更新整備に要する経費でございます。

一番下の表になりますが、10款教育費、1項2目27節繰出金10万円の増額につきましては、歳入の17款寄附金の財源といたしまして、奨学金に繰り出しするものでございます。

続いて、12ページをご覧ください。お開きください。

同じく2項小学校費、1目14節工事請負費35万7,000円の増額につきましては、小学校普通教室の石油FF式ファンヒーターの交換工事に要する経費でございます。

同じく2目17節備品購入費33万円の増額及び3項中学校費、2目17節備品購入費66万円の増額につきましては、スクールバスに取り付ける車内置き去り防止装置の購入に要する経費でございます。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第45号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページ、事項別明細書の18ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億1,924万8,000円に対しまして、今回356万3,000円を減額し、補正後の予算総額を4億1,568万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の19ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項1目406万4,000円の減額につきましては、県に納付する国民健

康保険事業費納付額の確定に伴いまして、被保険者数、世帯数、基準所得金額から算定した結果によるものでございます。

5款繰入金、1項1目449万9,000円の減額につきましては、人件費に係る一般会計からの繰入金421万円の減額、保険税の軽減分23万円の減額などとなっております。

2項基金繰入金、1目事業費支払準備基金繰入金500万円の増額につきましては、県への納付金の支払いに不足を生じた場合の資金といたしまして、当該基金から本特別会計に繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の20ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目及び2項1目の減額、21ページをご覧ください。また、3項1目の増額につきましては、納付額の確定によるものでございます。

その下の8款諸支出金、1項3目保険給付費等交付金償還金72万7,000円の増額につきましては、令和4年度事業費の確定により国庫に返納するものでございます。

次に、議案第46号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の23ページ、事項別明細書の24ページをお開き願います。

補正前の予算総額8,359万1,000円に対しまして、今回179万4,000円を増額し、補正後の予算総額を8,538万5,000円とするものでございます。

歳入におきましては、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金179万4,000円を増額するものでございますが、これは今回、歳出予算に計上しております人件費に充当するため増額するものでございます。

次に、議案第47号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の25ページ、事項別明細書の28ページをお開き願います。

補正前の予算総額4億7,967万2,000円に対しまして、今回172万2,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,139万4,000円とするものでございます。

歳入におきましては、6款繰入金、1項1目4節事務費繰入金172万2,000円を増額するものでありますが、これは今回、歳出予算に計上しております人件費に充当するため増額するものでございます。

次に、議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）につ

きましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、事項別明細書の32ページをお開き願います。

補正前の予算総額8,959万1,000円に対しまして、今回160万5,000円を増額し、補正後の予算総額を9,119万6,000円とするものでございます。

歳入におきましては、1款分担金及び負担金、1項1目1節運営費負担金97万9,000円及び2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金62万6,000円を増額するものでございますが、これは今回、歳出予算に計上しております洗浄室の空気ファン及び食器洗浄機コンベヤーの修繕経費に充当するものでございます。

以上をもちまして、議案第44号から議案第48号までの5議案の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（宗田雅之君） 日程第15、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本案は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である田村広域行政組合が、令和5年3月31日をもって解散し、福島県市町村総合事務組合から脱退したために、組合を組織する団体が減少することに併せて、組合の条例規則等の全てを左横書きにすることから、規約についても左横書きに改めるために、組合を組織する全ての団体の議会の議決を必要とすることから、本村議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第49号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（宗田雅之君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付をしたとおり、派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（宗田雅之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は常任委員会で議案調査を行います。

9日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時03分）

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年6月9日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第42号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特種勤務手当に関する条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第45号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第46号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第47号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
質疑・討論・採決
- 日程第10 請願について
請願第 2号 地方財産の充実・強化を求める意見書の提出について
審査結果の報告・質疑・討論・採決

日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
趣旨説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 同意第 4 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 3 同意第 5 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 4 同意第 6 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 5 同意第 7 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 6 同意第 8 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 7 同意第 9 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 8 同意第 10 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 9 同意第 11 号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第10 同意第12号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第11 同意第13号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（10名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	前田武久君
10番	緑川茂君	11番	宗田雅之君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
村づくり推進室長	矢吹かおり君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	我妻正紀
------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（宗田雅之君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道関係及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（宗田雅之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（宗田雅之君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（宗田雅之君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第41号～議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第1、議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例から日程第3、議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例までの3議案を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員
の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号～議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第4、議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
から日程第8、議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
までの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條利雄君。

○8番（北條利雄君） 議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）について
の質疑を行いたいと思います。

この中の事項別明細書の5ページの2、1、10、18の負担金、補助及び交付金、臨時特別
給付金690万、これはここに説明があったとおり、住民税非課税世帯を支援するために新型
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、低所得世帯支援枠分として活用するという

ことで、鮫川の場合230世帯、1世帯当たり3万を計上するという補正予算になっております。

これは、当然、議案調査の中でも総務課長からお話を伺って、今までの臨時給付金の支給実績をある程度伺っておりますけれども、ちょっとショックを受けたのは、鮫川村の全世帯の中で230世帯が住民税非課税であるということに改めてショックを受けたわけです。要するに、4世帯に1世帯が住民税非課税だということですね。

住民税そのものは、行政サービスを行う際の費用に充てるためには、住民から徴収される税金であります。当然、福島県、それから鮫川村に入るわけですね。大体、県には4%、それから市町村には6%くらいですか、これが入るわけですが、驚いたのはやはり鮫川全世帯の中でも4分の1の世帯が住民税非課税であるという、まさに現実的にあるということです。これがほとんど改善されないままここで生活されているということで、ショックを逆に受けたんです。

やはり、村ではこれから総合戦略を見直してやっていく、いろんな計画を立てて見直しているんですが、やはりこの4分の1の世帯の皆さんが住民税非課税だからいい、少ないからこのように非課税世帯を支援するということの方策はいいのですが、基本的なもともとの基礎、ここをやはりどうやって改善するかというのが、村のやっぱり力の見せどころじゃないかと私は思うんです。

ですから、これから総合戦略計画を見直していく上で、やはり鮫川村のここに住んでいる人たちの所得向上をどうするか、どうしてあげるか、これはまさに私、必要じゃないかと思うんです。

この方策って、いろんな事務事業はこれからは計画されていくと思うんですが、ここにやはり私、昨日、担当課から聞いて、逆に言うとそうであろうとは感じてはいたんですが、4世帯に1世帯の非課税世帯があるということ自体に逆にショックを受けた。県内にもそういう非課税世帯ってどのくらいかというのをちょっと調べたんですが、鮫川は本当に低いですよ。低いというか非課税世帯が多い。残念です。

やはりここは現実を見て、これをやはり転換させる方策って絶対、行政としては必要なものであります。

ですから、今後、総合戦略の中でも、どうしたらば一人一人ここに住む人たちが生活できる所得向上を目指すのか、そこはやはり改善する努力を行政側にしっかりとやっていただきたいということで、村長にその辺のご答弁をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（宗田雅之君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） ただいま北條議員からのご指摘のとおりであります。本村の1人当たり村民の所得、これは間違いなく県下ワースト何位かであると思います。私の記憶だと230万から40万くらいの間だったと思います。

私が議員になりたての頃は170万くらいで、いつも最下位にありましたけれども、様々な要因があると思いますけれども、高齢化率が高まって生産年齢人口がどうしても少なくなると当然、所得額は少なくなるわけではありますが、そういった村民の所得の向上は、これは私どもの行政として働く場所の確保も含めて、産業の振興も含めて、稼げる村をつくっていかなくてはならない大きな課題だと思っております。

非課税世帯がこれだけあるという、4分の1弱あるというのは、本村の紛れもない実態でありますので、様々な要因で非課税世帯になるケースがありますけれども、高齢化率ばかりではありません。ひとり親の数も増えていると聞いております。

今後また、村政を担う上で村民の所得がアップできるように、確たる総合的な戦略を立てる上で、ただいまのご意見を参考にさせていただきながら、今後、産業の振興、そして所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宗田雅之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第9、議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第10、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 地方財産の充実・強化を求める意見書の提出についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名。請願第2号 地方財産の充実・強化を求める意見書の提出について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、6月8日午前9時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、行政のデジタル化推進など多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には、地域公共サービスを担う人材は不足し、さらには急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応など取り組む必要があります。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るか不安があります。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、物価高騰なども勘案しながら、諸課題の解決に向けて地方財政の充実、強化が不可欠と考え、また重要なことと判断し、採択することと決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 地方財産の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申し出について

○議長（宗田雅之君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時20分）

○議長（宗田雅之君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時21分）

◎日程の追加

○議長（宗田雅之君） お諮りします。

発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが9番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま村長から、同意第4号から同意第11号までの鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意第12号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第13号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第11とし議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2から追加日程第11とし議題とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、採決

○議長（宗田雅之君） 追加日程第1、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号～同意第10号の上程、説明、採決

○議長（宗田雅之君） 追加日程第2、同意第4号から追加日程第8、同意第10号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの7議案を一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第4号から同意第10号までの鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての7件についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから7ページになります。

本案は、鮫川村農業委員会委員の任命につきましては、同意第4号、鷺野谷重一氏、同意第5号、菊地常夫氏、同意第6号、舟木久氏、同意第7号、圓井正男氏、同意第8号、阿久津市男氏、同意第9号、岡部明氏、同意第10号、森洋氏を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるために提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和5年7月20日から3年間となります。

いずれの方々も農業に関する識見に優れた方々であります。また、中立の委員としてふさわしい方々でありますので、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第4号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採
決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採
決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採
決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採
決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採

決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第9号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第10号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第11号の上程、説明、採決

○議長（宗田雅之君） 追加日程第9、同意第11号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、ただいま議題にありますこの案について、地方自治法第117条の規定によって、遠藤貴人君を除斥といたします。

遠藤貴人君、退場を願います。

〔7番 遠藤貴人君 退場〕

○議長（宗田雅之君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第11号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、1件についてご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページになります。

同意第11号、遠藤サト子氏を任命したく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めするために提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和 5 年 7 月 20 日から 3 年間となります。

この方は農業に関する識見に優れた方であります。また、中立の委員としてふさわしい方でもありますので、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第11号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決
します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

遠藤貴人君の入場を求めます。

〔7 番 遠藤貴人君 入場〕

◎同意第 1 2 号の上程、説明、採決

○議長（宗田雅之君） 追加日程第10、同意第12号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選
任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第12号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任に
つき同意を求めることについて、ご説明を申し上げたいと思います。

議案書の 9 ページをご覧ください。

鮫川村固定資産評価審査委員会は、3名の委員によって運営をされております。

今回、固定資産評価審査委員会委員として選任の同意を求める方は、中川西安男氏であります。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

中川西氏は、平成29年7月20日から現在まで2期6年間、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいているところでありますが、1か月後の7月19日をもって任期満了ということでもありますので、さらに3年間、3期目の固定資産評価審査委員会委員として引き続きご尽力いただきたいと考えておりますので、議会のご同意を得たく提案させていただきます。

原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（宗田雅之君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第12号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第13号の上程、説明、採決

○議長（宗田雅之君） 追加日程第11、同意第13号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第13号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

監査委員は、その設置及び定数が地方自治法第195条の規定により、都道府県及び政令で定める市にあっては4人、その他の市及び町村にあっては2人とするとされております。

また、同じく地方自治法第196条第1項におきましては、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任すると規定をしております。

今回、議会の同意を求めます監査委員は、識見を有する者から選任する委員として、森洋氏を選任したく、提案するものであります。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

森氏は、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの任期で監査委員としてご尽力をいただいておりますが、引き続きその任に当たっていただきたいと考えております。

なお、任期につきましては令和9年6月30日までの4年間となります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（宗田雅之君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第13号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（宗田雅之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回鮫川村議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

（午前10時39分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和5年6月9日

議 長 宗 田 雅 之

署 名 議 員 窪 木 浩 一

署 名 議 員 本 郷 弘 義